

論 説

ジェイムズ・ステュアートの国家破産・金融破産論

紀 国 正 典

はじめに

本論文では、アダム・スミスの『国富論』より9年早く、歴史上最初に、経済学を科学として体系的に確立したと評されるサー・ジェイムズ・ステュアート (Sir James Steuart, 1713年-80年) の、国家破産・金融破産論を考察する(以下、ステュアートと略記する)。¹⁾

ステュアートの国家破産・金融破産論を考察する意義として、次の三つをあげることができる。

第1に、科学として体系的に確立した経済学のなかに、国家破産・金融破産というテーマを重要な研究課題として位置づけたのが、ステュアートだったからである。

17世紀から18世紀のヨーロッパは、宗教紛争と覇権争いそして植民地争奪のための戦争に明け暮れた時代であった。戦争は、ヨーロッパの列強各国の財政を膨張させ、深刻な財政危機を引き起こした。財政赤字は莫大な公債の累積をもたらし、文明と国家の危機と表現される事態を発生させた。この状況にあって、当時の知識人、デイヴィッド・ヒューム、モンテスキュー、ジェイムズ・ステュアート、アダム・スミスなどは、それぞれの視点から、国家破産・金融破産というテーマと向き合わざるを得なかった。そのなかにおいて、このテーマを経済学の信用論の展開のなかに位置づけて考察したのが、ステュアートだったのである。

第2に、ステュアートの国家破産・金融破産論の理解において、通説に重大な誤解があるからである。その通説とは、「自国民に対する公債なら、それがどれほど累積しようと、政府が破産することはない」とステュアートが考えていた、という説である。

この説は、経済学史から国家破産論そして財政学分野にまで広く行き渡っており、通説としての大きな影響力をもつまでになっている。しかし信じられないことだが、この説はステュアートの読み間違いであり、曲解とっていいほどの誤読なのである。

この誤解を解き、ステュアートの名誉回復を図らねばならない。そうでないと、ステュアートが学問的良心から真剣に考えた研究成果が見捨てられ、公信用論や国家破産論の研究の損失になってしまうのである。

そしてこの通説は、ステュアート経済学を重商主義・原始蓄積期の理論だとみなす通説とも無関係ではないので、それも批判的に検討しなければならない。

第3に、ステュアートの国家破産・金融破産論が、現代的意義をもっているからである。

現代そしてこれからの時代は、国家破産・金融破産そしてそれらと連動した経済破産のリスクがいつそう高まる状況にある。その原因は、経済自由主義の引き起こした三つの巨大な負の遺産、金融バブルの崩壊、経済格差と貧困の拡大、地球温暖化危機である。

デイヴィッド・ヒュームは文明を破壊するから、アダム・スミスは不生産的との理由から、公債全面反対論を唱えた。それは健全な思想であり順守されるべきものであるが、現代は、それだけでは対処できない事態を迎えている（以下、ヒューム、スミスと略記する）。

それに比べると、ステュアートの公信用論・国家破産論は、より現実的で実際の接近方法を示しており、その研究成果から学ぶべきことは多いのである。

以下、次の順序で考察する。

第1章「ステュアート経済学の優位性」では、ステュアート経済学を重商主義・原始蓄積期の理論だとする通説を批判的に検討し、ステュアート経済学についてのわたしの理解を明らかにしたい。

第2章「ステュアート公信用論の優位性」と第3章「ステュアートによる公信用研究の方法」では、ステュアート公信用論についての通説の誤りを明らかにしたうえで、彼の公信用論の優れた内容と意義を明らかにするつもりである。

第1章 ステュアート経済学の優位性

第1節 ステュアート経済学の優れた功績と悲運

ステュアートは、1767年に、全5編からなる大著『経済の原理』をロンドンで出版した。初版四つ折り版上下1300ページにもおよぶ大作である（以下、『原理』と略記する）。彼が54歳のときであった。²⁾

『原理』は、今では、経済学という学問を歴史上初めて体系的に確立した名著と、高く評価されるようになった。書名に、ポリティカル・エコノミー (political oeconomy) と表したのも、『原理』が最初である。それまでは、「経済学」という学問そのものが世の中に存在しなかったのであるから、これはたいへんな偉業だったのである。

しかしステュアートの人生は、苦難の連続であり、とてもこのようなすぐれた大著を執筆できる環境にはなかった。祖国を追われ、長年、政治犯として異国を転々とする亡命生活を送っていたのである。また在野にあつて、学究的環境にも恵まれなかった。アダム・スミスがグラスゴー大学教授を辞して故郷に引きこもり、書齋で思索をめぐらし『国富論』を執筆した状況とは大違いなのである。

なぜ、どのようにして、このような大著を完成できたのだろうか。研究者であるわたしからみても、これは一つのみステリである。ステュアートの人生を手短かに追って、こののみステリをわたしの推理で解き明かしてみたい。³⁾

それを解くキーワードは三つ、「弁護士」、「フィールドワーク（実地調査：fieldwork）」、「政治変革」であると、わたしは考える。

（弁護士）

ステュアートは、1713年、スコットランドのグッドシリーズにおいて、先祖代々、法曹の仕事についている貴族の家に長男として生まれた。曾祖父はエ

ディンバラ市長，祖父はスコットランド検事総長，父親はスコットランド議会議員およびスコットランド法務次官をつとめていた。ステュアートもエディンバラ大学で法律を学び，1735年，22歳のときに，弁護士資格を取得した。そのままなら順調に弁護士としての仕事についていたであろう。

ただし当時の弁護士活動を，現代のような，狭い法律事務に携わる仕事のようには，イメージしてはならない。

一例は，ステュアートの母方のいとこに当たり，ステュアートとも親密な仲だった財務裁判所判事，ウィリアム・ミュアである。ミュア判事は，国会議員をつとめ，政治・社会改革の仕事（運河・漁業）にも携わり，一時期グラスゴー大学の総長にもつた。またヒュームとも深い親交があった。

また英米における法原則は慣習法・判例法主義であり，判例の積み重ねが法をつくり出す。だから当時の弁護士は，成文法を解釈する狭い仕事ではなく，社会問題に関する幅広い教養と知識そしてそれに基づく判断能力が求められた。

このような環境にあったので，ステュアートも，社会問題に関する関心は人一倍強く，将来はミュア判事のように政治や社会改革の仕事にかかわるつもりであったと，考えるべきであろう。

（フィールドワーク）

弁護士資格を取得したステュアートは，当時の上流階級の慣行にならい，1735年から5年間，大陸への遊学旅行にでかけた。これが彼の人生を大きく狂わせた。彼は，南フランスで，後に彼の配偶者になる女性の兄の誘いで，ジャコバイト（Jacobites）に深くかかわるようになった。

ジャコバイトとは，議会制民主主義を確立した1688年の名誉革命によってイギリスを追われた，ジェームズ2世とその子孫を正当な国王として支持する人々のことである。ステュアートはその特使としてフランスとの外交交渉にあたった。

しかし1745年のジャコバイトの乱は失敗した。ステュアートは政治犯として，家族とともに大陸を転々とする亡命生活を送らざるを得なくなった。フランスのアングレームに7年，南ドイツのチュービンゲンやフランクフルトに4年，それ以外にイタリア，オランダ，ベルギーなどの各地にも移り，32歳から49歳

までの壮年期の重要な時期を、異国で過ごした。遊学期間も合わせれば、実に23年間にもなる長い外国生活であった。

しかしステュアートの社会問題についての関心が弱まることはなかった。むしろ、文化や慣習、制度の異なる国に暮らして、その関心はより強まった。

ステュアートが各地で積極的に見聞を広げ、商業から貨幣、金融、財政、税制などについて精力的に実地調査をしたことは、『原理』に記されている。このようにして、『原理』第1・第2・第3編はチュービンゲンで執筆された。1762年に帰国できたときは、スコットランドの為替危機について調査し、これらの成果が『原理』第4・第5編の執筆に活かされている。

ステュアートは、理論を社会に適用するのではなく、社会的現実から考えようとした。『原理』は、国際的な広がりをもったフィールドワークの成果なのである。

(政治変革)

ステュアートがなぜジャコバイトに加担したのかは、最大のミステリーで、わたしが参考にした伝記もそのことを十分に解明できていない。スコットランド人一般に流れる「ナショナリスティックな感情」からだという意見もある。

わたしはやはり、若さのあまり血気にはやって、思慮分別を失っていたのだと思う。いわゆる若気の過ちである。それほどに青年ステュアートの政治変革への情熱は熱く、その気持ちを抑えきれなかったのではないだろうか。

例えば、ミューア判事の姉のエリザベスは、ステュアートの妹に宛てた手紙で、次のようにステュアートについて語っている。

「彼の野望は、彼が是認する政府において影響力のある地位を獲得することであり、骨の髄までというわけではないけれども、多少ウィッグ寄りの原理にたつジャコバイトでありました。」⁴⁾

文中に、「ウィッグ寄り」とあるのは、当時の二大政党の一つ、「ウィッグ党」のことである。この党は、王権制限、議会主権、宗教的寛容を政策にかかげ、商工業者やプロテスタントに支持された革新派である。もう一つの政党は、トーリー党で、王権拡大とカトリック国教化を主張し、貴族と地主に支持された保守派である。このなかの極右派がジャコバイトなのである。

この点からすれば、彼女のいう「ウィッグ寄りのジャコバイト」とは、矛盾した表現である。彼女は、「ジャコバイト」のことを、政治変革に情熱を燃やす人の意味で使ったのではないだろうか。

ステュアートは、『原理』で、もっとも尊敬できる政治家として、ウォルポールをあげている。ウォルポールは、ウィッグ党の指導者であり、1721年から1742年に初代首相として責任内閣制の発展につとめ、平和外交と健全財政を押しすすめた人物である。ステュアートが「ウィッグ寄り」であるのはこのことから明らかであるが、彼が『原理』において、フランス絶対王政に批判的立場をとっていることからわかる。彼はもはや、若き日の王政復古主義ではなかった。

エリザベスのいうように、ステュアートは、祖国の政治にかかわりそこで活躍したかった。しかし亡命を余儀なくされ、その夢は絶たれた。それでもこの気持ちは変わっていなかった。いや逆境において、この情熱はより強まったとみるべきだろう。

その情熱を注いだのが、『原理』の執筆である。『原理』は、彼のいうことには、政治家（ステーツマン：statesman）に向けての指南書である。ステュアートは『原理』を執筆することで、政治変革の仕事を続けたのである。漫然とした学問的関心からとは思えない。ステュアートは死ぬまで『原理』の改訂をやめなかった。彼にとって政治変革は生涯の仕事だったのである。ステュアートは、フランス財政にかんする草稿執筆後、病の悪化から、1780年11月に不帰の客となった。享年67歳であった。

ステュアートの『原理』出版から9年後の1776年には、スミスの『国富論』が出版された。その名声に押され、ステュアートの著書は、彼の本国においてほぼ1世紀は黙殺される運命をたどった。スミスの陰に隠れて評価されなかった、いわゆる「不幸な古典」になったのである。⁵⁾

多くの経済学史家の指摘するところでは、スミスは、ステュアートの『原理』を精読しそれを克服しようと意図しておりながら、卓越した論争家であるステュアートを恐れて、わざとステュアートを引用せず、黙殺する戦略をとったという。⁶⁾

しかしカール・マルクスは、ステュアートを、スミスと並んでもう一つの古典派経済学として高く評価した（以下マルクスと略記する）。彼は、その著書『哲学の貧困』、『経済学批判要綱』、『経済学批判』においてステュアートに言及し、また『資本論』でもたびたびステュアートを引用紹介している。マルクスの経済学の形成にステュアートは大きな影響を与えたのである。またマルクスは、スミスをステュアートの盗作者であるとまでいって、彼一流のひどい毒舌「ステュアートを死んだ犬扱いした」とスミスを批判した。⁷⁾

第2節 ステュアート経済学の基礎をなす「貨幣流通の原理」と「調整均衡の原理」

ステュアートは、ヒュームの影響を受け、スミスと同様に、封建的・身分拘束的な沈滞した社会より、自由で創意工夫にあふれた進歩的な産業社会（市民社会）の発展を展望する。彼の言葉によれば、勤労（インダストリ：industry）と交易（トレード：trade）が支配的になる社会である。⁸⁾

ステュアートによれば、勤労とは、「交易を通じてあらゆる欲望の充足に対応できる等価物を手に入れるために、自由な人間によって行われる創意ある労働（*ingenious labor*）」のことである。また交易とは、「商人と呼ばれる一群の人々によって行なわれる活動であり、この活動によって、個人ないしは団体の富または仕事が、勤労を中断することも消費を停止することもなく、等価物（*equivalent*）と交換できるようになる」ことである。⁹⁾

ステュアートのいうこの過程は、通常いわれる交換経済の発展過程である。

貨幣の取得を目的に農業者が剰余を生産し、それが手工業者（workman）や製造業者（manufacturer）の生産物と貨幣を通じて交換され、相互に欲望が充足されて流通が盛んになっていく、いわゆる農工分離の展開である。

手工業者や製造業者も、暮らしを豊かにするさまざまな生活必需品を生産するが、彼らも貨幣の取得を目的にして、これらの生産に励むのである。

ステュアートは社会の人口を三つの階級に分類する。①農業に従事する農業者（farmer）、②工業製品の製造に携わる手工業者（workman）と製造業者（manufacturer）などの商工業者、③土地を所有する地主階級（landed

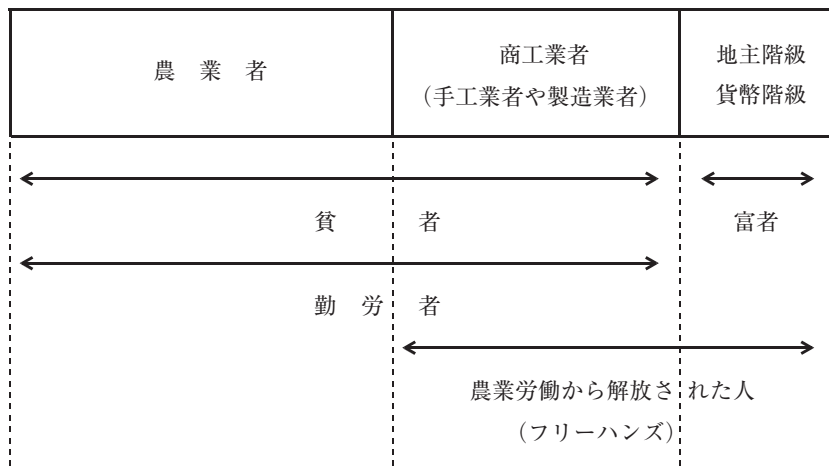
interest) と貨幣を所有する貨幣階級 (maneyed interest), である。

農業者と商工業者は勤労 (インダストリ) に従事する勤労者である。地主階級と貨幣階級は勤労に携わらず、土地財産や貨幣を所有しそれを使ってもっぱら消費するだけの人で、富者である。商工業者および地主階級・貨幣階級を、ステュアートはフリーハンズ (free hands) とよぶが、農業労働から解放された人のことである。ステュアートが、わざわざフリーハンズとよぶのは、これらの人口が農業者の剰余によって支えられているながらも、欲望の拡大にともないフリーハンズが増加していき、それが農業も促進させ、勤労が支配的になる商工業社会を形成していくと考えるからである。第1図「ステュアートによる階級区分」を作成したので参考にさせていただきたい。

ステュアートが展望していた社会は、現在わたしたちが暮らしている交換経済・貨幣経済の姿である。貨幣さえもっていれば誰でも平等に、必要なものを貨幣との交換で自由に入手できる社会である。

ステュアートは、スミスと同じく、このような自由な進歩的未来 (市民社会) を構想していた。

第1図 ステュアートによる階級分類



出所) 筆者作成

ところがステュアートには、古い前近代的な経済学者とのレッテルが貼られることになる。経済学や経済学史の世界では、ステュアートは、「最後の重商主義者」あるいは「重商主義の総合者」であり、彼の経済学は、「原始蓄積期の経済学」というのが、通説なのである。¹⁰⁾

重商主義とは、15世紀半ばから18世紀半ばにかけて、ヨーロッパ各国が採用した経済政策のことである。輸出を奨励し輸入を規制する差額貿易によって、貴金属貨幣の金銀の国内流入を図ることを目指していた。国際貨幣である金銀こそが富であるという、重金主義の考えをとっていたからである。

原始蓄積期は、資本主義が18世紀半ばから産業革命を経て本格的に展開する以前の、その形成と発展を準備した前段階のことをいう。スミスは、「先行的蓄積」という言葉を使う。工場を設置し多数の労働者を雇えるだけの資本(富)が一方に蓄積され、他方では労働力以外に売るものがない賃金労働者が強制的に形成される、資本主義の準備過程のことである。マルクスは資本の蓄積を促進した要因として、植民制度、国債制度、近代的租税制度、保護貿易制度などをあげている。¹¹⁾

原始蓄積期は上記の重商主義と時期的に重なっているので、原始蓄積期の経済政策が重商主義ということもできる。

しかしわたしは、ステュアートの経済学を研究するうちに、彼を重商主義者とすることや、彼の経済学を原始蓄積期の経済学とみることに、違和感を覚えるようになった。わたしの考えるところでは、どうしてもそのような評価に当てはまらない。なぜ彼に、そのようなレッテルが貼られたのであろうか。

ステュアート経済学の枠組みを解明しつつ、この疑問に答えてみよう。

ステュアート経済学には、その全体を貫く二つの重要な原理がある。

一つは「貨幣流通の原理」であり、もうひとつが「調整均衡の原理」である。この二つの原理は別個のものではなく、おたがいを補完しあう関係にある。¹²⁾

「貨幣流通の原理」とは、自由な勤労社会は貨幣の取得を目的に生産が行われることによって発展するので、流通に必要な貨幣が十分にそして柔軟に供給されることが不可欠である、と説く考えである。¹³⁾

ステュアートは、流通が盛んになる条件を、流通に必要な貨幣が十分にそし

て柔軟に供給されることに求めた。スミスが、生産力の向上によって商品が豊富にそして安価に供給されることに求めたのとは、基本的に異なる。参考までに、第1表「ステュアート経済学とスミス経済学との主な相違点」をみていただきたい。

流通とは、ステュアートによれば、生活に必要な財貨・サービス、土地・家屋、法的権利などが貨幣と交換され、手から手へと移転されるという循環（彼は「円環」という）のことである。この循環において、貨幣が不足したり流出したりすれば、流通という循環は停滞したり止まったりする。そうなれば経済と社会は衰退する。流通において貨幣供給は不可欠である。ステュアートは、祖国スコットランドでの貨幣流出の経験および亡命生活において大陸で見聞きした知見に基づき、そのように判断したのであろう。

ステュアートは「貨幣」を次のように定義する。

「貨幣とは、純粹にそれ自体としては、人間にとって上述のような目的にかなう素材的使い道はないが、人間の考えに基づいて、価値と呼ばれるものの共通の尺度になり、それゆえ譲渡できるなに物に対しても適切な等価物になる、という評価を得ているなんらかの財貨、とわたしは理解する。」¹⁴⁾

貨幣とは、共通の計算単位（共通の価値尺度）であり、流通においてそれを提供すればさまざまな財貨と交換が可能な等価機能を備えたところの、彼のいうところの「流通の等価物 (circulating equivalent)」なのである。ステュアー

第1表 ステュアート経済学とスミス経済学との主な相違点

	ステュアート	スミス
自由な勤労社会の形成条件	①分業・交換の発展と流通必要貨幣の十分で柔軟な供給。 ②農業労働から解放された人（フリーハンズ）の増加。 ③地主階級と貨幣階級による消費需要（有効需要）の提供。	分業・交換の発展と生産力の向上。
政府の役割	均衡を保持するため干渉は必要。	干渉せずが望ましい。

出所) 筆者作成

トは、経済学の歴史上最初に、貨幣の第1の役割である共通の計算単位機能と、第2の役割である交換手段の機能との二つを発見していた。また次章で述べるが、彼は貨幣による価値の保蔵機能にも着目していた。

流通等価物を貨幣と考えるので、ステュアートのいう貨幣には、金銀などの貴金属だけでなく、銀行券や紙幣などの、彼がいうところの「象徴貨幣」とか「紙券信用」もふくまれる。ステュアートは、貨幣を、金銀という貴金属に限定する重金主義者ではない。ステュアートの貨幣論（流通等価論）を大いに評価したマルクスが、貨幣を金銀に限定する重金主義を『資本論』で提起するようになったのは、不思議なことである。

さらにステュアートは、金銀を蓄蔵する政策も提唱しなかった。重商主義は、金銀を政策的に国内に流入させ、それを蓄えることが国を富ますとしてこれを推奨したが、ステュアートはそのような考えに立たない。

ステュアートは、金銀は流通等価物として流通に用いられることに有用な意義があり、退蔵されればそれは単に装飾品に過ぎないと説く。彼は次のようにいう。「貨幣が流通しなければ、それは存在しないのと同じことである。そして、住民が怠惰な国にある財宝は流通しないのだから、有用であるというよりは、むしろ飾りのようなものである。」¹⁵⁾

ではステュアートは、どのようにして、流通に必要な貨幣を十分にそして柔軟に供給しようとするのであろうか。

国内流通においては、銀行と銀行が果たす信用創造の役割に注目する。ステュアートによれば、銀行業は国内流通を推進するための「巨大原動機 (great engine)」なのである。

当時の銀行による信用創造には、預金振替えを行う銀行と兌換銀行券を發行する銀行の二つがあった。

銀行に設けた預金口座が支払い（口座引き落とし）や受取り（口座振り込み）に使われるのは、現代の私たちが日常的に経験している方法である。預金口座が貨幣の役割を果たすのである。ステュアートはこのような信用取引を行う銀行を、「預金の銀行」とよぶ

他方、銀行に金銀などの鑄貨（コイン）を持ち込んで銀行券（紙券：paper-

money) に換えてもらい、それを支払いに用いる方法が兌換銀行券の発行である。ステュアートはこのような銀行を「流通の銀行」とよぶ。現代では、金銀と交換できない不換銀行券の発行が、日本銀行などの中央銀行だけに認められていて、わたしたちにその経験はない。

ステュアートが、広く流通するからとして推奨するのが、兌換銀行券の発行である。

流通において貨幣が不足するなら、土地や債券(公債)などの「固定財産(solid property)」を担保として貸付け、兌換銀行券を発行すればよいという。この方法によって「固定財産」は貨幣を生み出し、流動的なものになる。この操作をステュアートは、「固定財産の溶解(melting)」とよんでいる。

彼はとりわけ土地担保の貸付けに有効性を見いだす。土地は消えてしまうことも逃げることもないし、安定して地代や農産物を産み出すからである。その安定資産を担保にすれば、信用取引の安全性は確保されると考えたのである。ただし現代では、金銀に制約されない不換銀行券を自由に発行でき、その過剰な発行が日本の土地バブルやアメリカのサブプライム・バブルを引き起こしたので、それを知れば、さぞや墓の下のステュアートも驚くことであろう。

国際流通においては、当時、金銀だけが貨幣(世界貨幣)であるので、その対外流出を防止する国際収支管理に注意を払うことを為政者に求める。そしてできる限り金銀を使わなくてもよい方法として、外国為替管理や国際的預金振り替え構想などを提案している。¹⁶⁾

このように、ステュアートが展望していたのは、資本主義の発展とともにますます重要性を増す近代銀行信用制度なのである。彼は、流通必要貨幣が十分にそして柔軟に供給され、資本主義の発展が貨幣不足によって妨げられることのないようにと、考えたのである。

ステュアートが古い前近代的経済学とのレッテルを貼られたもう一つの理由は、消費需要(有効需要)の提供者として、地主階級と貨幣階級の両者を登場させたからである。彼は、貨幣を所有しもっぱら消費だけをする人(富者)は、交換経済を発展させるために不可欠だと考えた。しかし両者ともに封建社会における支配者であり、かれらに社会的役割を与えたことが、古い支配階級の利

益代弁者と受けとめられてしまった。

経済学史家が、ステュアートを「紙券重商主義者（ペーパー・マネー・マーカンティリズム）」と名づけたのは、ステュアートがもっぱら地主的利益を代表していると理解するからである。ちなみに「紙券重商主義者」という用語は、矛盾した表現である。国際貨幣である金銀を富と考える重金主義（重商主義）が、国内でしか通用しない紙券を富とすることはあり得ないからである。¹⁷⁾

しかしわたしが素直にステュアートを読むところでは、ステュアートは、政治的利害関係や政治的立場で当時の支配階級や地主的利益を擁護したのでは決してない。あくまで交換経済を促進させるため、消費需要（有効需要）の提供者というかれらの経済的役割に注目しただけのことである。¹⁸⁾

「調整均衡の原理」についてみてみよう。

「調整均衡の原理」とは、自由な商工業社会は、自由であるがゆえに放任しておくとし「不均衡」や「急激な変化」が発生するので、その発生が懸念される場合には、つねに為政者による政策的な調整と干渉を加えなければならない、と説く考えである。アダム・スミスの場合には、できる限り為政者は干渉しない方が望ましいと考えたが、これとは対照的である。

このような調整均衡の原理は、生産物と貨幣との関係において、仕事（供給）と需要との関係において、工業製品とそれに対する内外の需要との関係において、食料品とそれに対する需要との関係において、輸出と輸入との関係において、農業者階級と製造業者階級との関係において、地主階級と貨幣階級との関係においてなど、さまざまな社会・経済部面に適用される。

為政者は、いずれかが行き過ぎればそれを抑制し、いずれかが遅れている場合にはそれを促進する政策調整をしなければならないと説くのである。¹⁹⁾

ステュアートは、調整均衡の原理に基づき政府による政策干渉は必要と考えたが、金銀の流入をもたらす差額貿易を推奨してはいない。彼によれば、輸出が行き過ぎればそれを抑制し、輸入が大きすぎればそれを調整する必要性を調整均衡の原理から説いたが、決して輸出推奨・輸入規制の差額貿易政策を提唱してはいない。政府による政策干渉が必要と説くことは同じとしても、重商主義者の差額貿易論とは、その目的と内容において根本的に異なっている。²⁰⁾

ステュアート経済学の基礎にある調整均衡の原理は、現代資本主義において、ますます重要性を増している。スミスの経済自由主義が世界全体に広がり、その負の遺産が拡大するばかりだからである。金融バブルの崩壊は中央銀行の資産を劣化させ、経済格差と貧困の拡大は税収減と福祉支出増から財政破産リスクをもたらし、地球温暖化危機に至っては、経済破産リスクを高めるだけでなく、人間もふくめ生物全体を死滅させる人類破産リスクを現実のものとした。

この状況をふまえれば、現代における調整均衡の目標点は、「社会的責任基準・国際的責任基準」となるであろう。社会的責任基準・国際的責任基準とは、平和、民主主義、地球環境保全・再生可能エネルギーの振興、人権尊重、消費者利益・労働者利益尊重、貧困・格差是正、倫理・法令・国際規範順守、情報公開促進などの諸課題を推進し、人類の持続的幸福を進めることである。具体的目標として、2016年には193の国連加盟国の合意により、国連「持続可能な開発目標 (SDGs)」が策定された。²¹⁾

ステュアートとスミスは共に、資本主義がこれから本格的に発展しようとする時代に生き、この時代の空気を感じ、その時代が要請する課題に応えようとした。一方は「貨幣流通」部に目を注ぎ、他方は「生産」部に着目した。ところが一方は古い原始蓄積期の経済学、他方は新しい資本主義の経済学とされてしまう。なぜ、「貨幣流通」部が古くて、「生産」部が新しいのだろうか。いずれも資本主義生産様式に不可欠な車の両輪なのである。例えていえば、ここに資本主義生産様式という風船があり、「欲望」という空気を入れれば、どんどん膨らんでいくものとしよう。風船は膨らみながら、「貨幣流通」と「生産」の両部を、同時に膨張させていくのである。²²⁾

ステュアート経済学を重商主義・原始蓄積期の理論だとみなす学説は、ステュアートの公信用論についても、公債を積極的に容認した重商主義の理論と映るようである。この検討は第2章と第3章で行いたい。

第3節 ステュアートによる先見的な貨幣数量説批判

流通において貨幣が十分にそして柔軟に供給される必要性を強調したステュアートだが、流通における貨幣量の増加が物価を引き上げるという考え方、い

わゆる貨幣数量説は否定し、適確に批判した。貨幣数量説を歴史上最初に批判したのは、彼なのである。

マルクスは、このことを評価して次のようにいう。

「流通する貨幣の量が商品価格によって規定されるのか、それとも商品価格が流通する貨幣の量によって規定されるのか、という問題を提起した最初の人」であるとともに、「信用にもとづいた流通はその出発点に還流する」という法則も発見した人であった。²³⁾

ステュアートは、第2編の第28章全体をあて、当時支配的であったヒュームとモンテスキューの貨幣数量説を適確にそして痛烈に批判する。²⁴⁾

彼は貨幣数量説の根底にある考え方を、次の三つに簡潔・明瞭にまとめる。彼のいうところの「貨幣数量説の三つの命題」である。そして一つ一つを鋭く批判するのである。²⁵⁾

①財貨の価格は、常に国内にある貨幣の豊富さに比例する。そのため紙券のような擬制的な富の増加であっても、その量に応じて価格の状態に影響を及ぼす。

②一国における鑄貨や通貨はその国のすべての労働と財貨との代表物である。そのため、この代表物の多少に比例して、その比較的大きな量が、あるいは小さな量が代表されている物の同一量に対応することになる。

③財貨が増加するとそれは安くなるし、貨幣を増加させると財貨は高くなる。ステュアートによる批判の要点は、価格を決定する要因は需要と供給であり、それに影響をおよぼす内外のさまざまな作用や意向である、ということである。彼は次のようにいう。なおこれ以降の引用文における傍点は、訳文のそれであるが、原文ではイタリックでの強調である。

「したがって、1国の正貨をどれだけ大きな割合で増減させてみても、財貨〈の価格〉は依然として需要と供給の原理によって騰落するであろう。そして需要と競争は常に、財産を、またはなんであれ差し出すべきある種の等価物を所有している者たちの意向に依存するのであって、彼らの所有する鑄貨の量に依存するのでは決してない。」²⁶⁾

三つの命題について、ステュアートはそれぞれ多面的に問題点を指摘してい

るが、その基本のところだけ紹介してみよう。

- ①について、貨幣を人々に均等に配分する方策はないので、貨幣の増加が財貨に対する一様な需要の増加と価格騰貴をもたらすことはありえない。
- ②について、「代表物」という表現が誤りの根源である。貨幣は、譲渡される財貨についての適切な等価物であるとしても、貨幣総量が財貨総量と比例関係を保つことはありえない。
- ③について、財貨の供給が増加しても、需要がそれに見合って増加すれば価格変化はない。財貨の減少も、需要の減少をとまうなら価格は下がらない。供給が消費を下回り品薄になるとき価格は上がる。価格は購買しようとする熱意によって比例的に騰貴する。ヨーロッパにおける正貨（金銀）が10倍に増加して、それが需要を高めたと仮定してみても、勤労の生産力が10倍に増加して供給が増加すれば価格変化は生じない。それが供給増加の効果をもたないときは（ありえないことだが）、価格は騰貴する。

そして次のようにまとめる。「貨幣を増加させてみても、価格についてなんらのかの結論がでてくるというわけではない。国民がその富に比例して支出を増加させるとは限らないからである。」

以上のことを、第2表「ステュアートのまとめた貨幣数量説の三つの命題と批判の要点」にまとめたので参照していただきたい。

第2表 ステュアートのまとめた貨幣数量説の三つの命題と批判の要点

貨幣数量説の三つの命題	ステュアートによる批判の要点
①財貨の価格は、常に国内にある貨幣の豊富さに比例する。	①貨幣が増加しても均等に配分されることはないので、需要全般を増加させない。
②一国における鑄貨や通貨はその国のすべての労働と財貨との代表物である。	②貨幣は譲渡される財貨についてだけ等価物として役立つので、貨幣総量と財貨総量は比例関係にたたない。
③財貨は増加すると安くなり、貨幣を増加させると財貨は高くなる。	③財貨の供給が増加しても、需要が増加すれば価格変化はおこらない。貨幣の増加が需要を高めても、供給が増加すれば価格変化はおこらない。

出所) 筆者作成

ステュアートが貨幣数量説を適確に批判できたのは、価格変動を引き起こす要因を需要と供給の原理で理解していたからである。

さらに、貨幣の果たす役割について十分に理解していたからである。一つは、等価物としての貨幣の役割である。二つめが、蓄蔵貨幣としての貨幣の役割である。彼は、流通において不必要になった貨幣は、流通から引き上げられることを知っていた。兌換銀行券の場合、流通に使われなくなった銀行券は発券銀行に持ち込まれ、鋳貨と交換されるのである。鋳貨の場合は、退蔵されるか、融解され装飾品などに用いられたりする、という。

第2章 ステュアート公信用論の優位性

第1節 ステュアート公信用論についての通説の誤った理解

ステュアートの公信用論について、通説の誤った理解がある。それは、「自国民に対する公債の増加なら、それがどれほど累積しようと、政府が破産することはない」と、ステュアートが考えていたという説である。

この説は、日本のステュアート研究において有力なものになっている。たとえば、ステュアート研究における国際的な第一人者は、次のようにステュアートの公信用論を理解する。

「『原理』は公債の累積の結果としての国家破産 (national bankruptcy) を、外国からの借入れの増大のばあいにしか生じないとして、そのことの理論付けを第四編第四部で行っている。」²⁷⁾

またこの説は、国際的な国家破産論研究において共通の理解になっている、という見解がある。たとえば、ドイツ財政学派に属し、1920年代にそれぞれ『国家破産論』をまとめたフィッシャーとマネスがそのように理解していたからである。²⁸⁾

フィッシャーは、ステュアートの公信用論について次のように述べている。

「国内で起債された公債が巨額に達した場合でさえ、租税もふくめあらゆる可能な国家収入を動員することができるので、利払い不履行という危険を想定すべきではない。…(中略：紀国)…しかしそのような改革がずっと将来までく

り返されることがありえるだろうか。そのような方法の実施がとても困難である場合でさえ、ステュアートの理論的考察は、次のような究極の結論を引き出す。すなわち、国家は、外国から多大な借入れをしていない限り、国内における信用を最大限利用することによって、破産におちいることはない、いやむしろ破産そのものがありえない。国家がみずからに対して破産するということは、それ自体に矛盾をふくんでいる。」²⁹⁾

さらに、ケインズ経済学にもとづいてステュアートを再評価しようとする論者は、ステュアートの主張を言いかえたもののだとして、次の一節を引用する。

「完全雇用を維持し、インフレーションを回避するための有効な手段が政府の手中に存在するが、その利用はつよい偏見によって妨げられている。これらの手段は次のことが承認されるまでは利用できない。それは、公債の規模はあまり重要な意味をもたないこと、公債の利子は国民の負担ではないこと、国民が国内で保有する公債で〈破産〉させられることはないこと、である。それぞれの公債はそれ相応の信用力をもっている。外債だけが個人の債務に近く、国民を貧困にさせる。」³⁰⁾

しかしわたしは、後述するところのステュアートの信用論・公信用論を読めば読むほどに、そしてその内容を知れば知るほどに、彼がそのような浅はかな事を述べるわけがないと、疑問をもつようになった。そしていろいろ検討した末に、やはり通説の理解は早計で誤っていると、確信をもつに至ったのである。

第2節 通説が誤ってしまった謎の解明

わたしが一番に疑問に感じたのは、ステュアートが、「自国民に対する債務の増加なら国家破産は生じない」とは、一言も述べていないことである。どう探しても、そのような文言（論述）は見当たらない。さらに、ステュアートが国家破産に言及するさい、「それが外国人に対する債務の増加からのみ発生する」とも、明言していないことである。これもそのような文言（論述）は見つからない。ところがこれとは反対に、自国民に対する債務であれ、外国人に対する債務であれ、政府が破産することはありえるとの説明（論述）なら、普通のようにある。

通説の理解を信じてしまうと、ステュアートが国家破産に否定的であり、しまりのない赤字財政・放漫財政の擁護者であるかのようにみえてくる。しかしこのような理解は誤っており、この印象をふり払い、ステュアートの名誉回復を図る必要がある。

ただし通説の理解を助けるいくつかの文章は、各章に散らばって存在する。これらの断片的文章だけが、そのような理解の根拠になっているのである。

例えば、第4部「公信用について」の第8章「信用の膨張と債務の増大との付随的な諸結果」の終わりに、彼は次のようにいう。

「ある国がみずからにたいして破産せざるをえなくなると言うことは、矛盾を含む命題だと私は考える。」³¹⁾

この文章は第8章の締めくくりの文章であるが、ここだけを取り出して読めば、「みずからにたいする破産」、つまり「自国民に対しての破産」などというのは矛盾した事であって、とうてい起こりえない、と説明しているようにみえる。

しかしこれは、その直前の文章の説明を受けての論述である。その前には、「大幅な順差額を得ている交易国が不可避免的に破産に巻き込まれることはあり得ない」という説明がある。この後に上に挙げた文章が続くのである。なお引用文の傍点での強調は訳文のそれであるが、原文ではイタリックでの強調である。

「順差額」とは、貴金属貨幣である金銀の国境をこえた対内流入と対外流出において、対内流入がより多い状況（対内純流入）のことである。当時は、金銀複本位制であり、貴金属貨幣の金銀が世界貨幣として外国との支払いに用いられ、同時にそれは国民貨幣であって国内でも貨幣として使用されていた。つまり世界中の国が共通貨幣を使用するという貨幣の完全な国際統合が実現していたのである。

金銀の対外流出入を引き起こす国際取引は、当時では財貨の貿易取引と資本取引が中心であり、サービス貿易は無視できるほどだったと思われるので、次のように説明できる。

貿易取引において、輸出は外国からの金銀の受取り（流入）を生じ、輸入は外国への金銀の支払い（流出）を必要とするので、輸出が多い場合つまり貿易

収支が黒字（受取超過）である場合に、金銀の対内流入はより多くなる。

資本取引においては、対外貸付と対外債務の利子支払いは、金銀の外国への支払い（流出）を必要とし、対外借入れと対外債権の利子受取は、金銀の外国からの受取（流入）を生じるので、後者が多い場合つまり資本収支が黒字（受取超過）である場合に、金銀の対内流入はより多くなる。

ただし、対外支払いと対外受取を相殺し、金銀を輸送（現送）する費用を節約する外国為替制度が発達していたので、金銀の直接現送は、為替取引の費用が金銀現送費用を上回るとき、つまり為替相場が現送点幅をこえるときに、最終決済として行われた。

順差額という金銀の対内純流入が発生するのは、①貿易取引と資本取引のいずれもが黒字（受取超過）である場合か、あるいは②貿易取引の黒字（受取超過）が資本取引の赤字（支払超過）より多い場合か、さらに③貿易取引が赤字（支払超過）であっても資本取引の黒字（受取超過）がそれより多い場合の、三つである。

つまり、ステュアートは、金銀の対内純流入が生じている国に破産などあり得ない、といたかった。そうなると、この場合の破産とは、「対外的な金融破産」ということになる。

ステュアートの論法をひっくり返してみると、「逆差額の交易国の場合は不可避免的に破産に巻き込まれる」という主張になる。「逆差額」とは、上記の順差額とは反対に、金銀の国境をこえた対内流入と対外流出において、対外流出がより多い状況（対外純流出）のことである。金銀の対外純流出が発生するのは、④貿易取引と資本取引のいずれもが赤字（支払超過）である場合か、あるいは⑤貿易取引の赤字（支払超過）が資本取引の黒字（受取超過）より多い場合か、さらに⑥貿易取引が黒字（受取超過）であっても資本取引の赤字（支払超過）がそれより多い場合の、三つである。

ステュアートのいう「対外的な金融破産」とは、金銀の対外純流出が発生している経済状況のことである。

以上に述べた順差額と逆差額が発生する要因については、第3表「順差額と逆差額の六つの発生パターン」に整理したので、参考にしてもらいたい。

第3表 順差額と逆差額の六つの発生パターン

順差額 (国際収支の黒字) ↓ 金銀正貨の 対内純流入	①	②	③
	貿易収支の黒字 (受取超過) 資本収支の黒字 (受取超過)	貿易収支の黒字 (受取超過) ∨ 資本収支の赤字 (支払超過)	貿易収支の赤字 (支払超過) ∧ 資本収支の黒字 (受取超過)
逆差額 (国際収支の赤字) ↓ 金銀正貨の 対外純流出	④	⑤	⑥
	貿易収支の赤字 (支払超過) 資本収支の赤字 (支払超過)	貿易収支の赤字 (支払超過) ∨ 資本収支の黒字 (受取超過)	貿易収支の黒字 (受取超過) ∧ 資本収支の赤字 (支払超過)

出所) 筆者作成

注) 現代の国際収支勘定におけるサービス収支と所得収支は除外した。

同じく第9章「破産について」においても、次のような二つの文章がある。その一つの文章が、次のものである。この文章は、ステュアートの国家破産に関する考えを示すものとして、たびたび引用紹介されている。つまり通説の重要根拠になっている一節なのである。

「1国がみずからにたいして破産するに至るといふ観念を、私は常に矛盾であるとみなしてきたが、1国が世界の自余の国にたいして破産するようになるかもしれないという観念は、理性と常識とに完全に合致することである。」³²⁾

前半の文章の「みずからにたいする破産は矛盾である」という表現は、先に挙げた第8章の論述と同じである。そしてその後半の文章もそれと同じく、対外破産について語っており、理性と常識からして対外破産は矛盾したことはない、と述べている。第8章と違って前半と後半がひっくり返っているが、内容はまったく同じである。

もう一つの文章をみてみると、ステュアートの真意がよりはっきりする。同じ内容をもっと詳しく説明しているからである。

「問題への答えは、自国民に支払うべき債務がいかなるものであれ、その増加から公信用が必然的に崩壊するというわけではないということであり、さら

に、その国がその輸入総額と対外債務とに等しい商品をまったく輸出できなくなるか、または差額を順に転じるのに十分な応分の元本を支払うことがまったく不可能になるや、ただちに公信用は崩壊せざるをえない、というものである。」³³⁾

ステュアートは、これらの論述の前半において、自国民に対する債務の増加から公信用が「必然的に」崩壊するわけではない、と述べている。確かにこのような債務が増加しただけで、それが「必ず破産だ」という状況に直結することはない。

ところが後半において、逆差額の場合には「直ちに破産だ」と警告する。後半でいう破産は、対外金融破産のことである。逆差額の状況では金銀の対外純流出を招いて、対外金融破産をとまなうからである。このような国際金融危機に対する彼の警戒心が大きくなり、それを強調しようとした文章なのである。

さらに、第9章をステュアートが要約した文章のなかに、上記のことをいっそう明瞭に述べた一節がある。ステュアートは律儀に各章の要約文を巻末に作成しており、本文のまわりくどい表現も、要約をみればすっきりすることが多い。次の文章である。

「国の債務が当の国の臣民に支払われる限り、またその国に支払われる差額がいくらかでもある限りは、債務の増加は必ず破産を生み出すとはかぎらない。ある国がみずからに対して破産者になることができると思えるのは矛盾である。しかしある国と世界とのあいだの一般的な収支状態において、支払いや信用によって相殺できない年債務残高が認められる場合には、実際に破産は避けられなくなる。」³⁴⁾

この引用文において、「必ず」の文言に傍点が付されているが、原文ではイタリックでの強調である。「必ず」を強調してそれを否定した論述（部分否定）であるので、この文章は、「破産はありえるが、必ず破産ということはない」という意味になる。その後、「みずからに対する破産は矛盾している」という文章が続く。この二つの論述をつなげて読めば、前半の文章は、「必ず破産だというのは矛盾したことである」という意味になる。

今まで取りあげた四つの文章を、上記のように前後の文脈をふまえて読んで

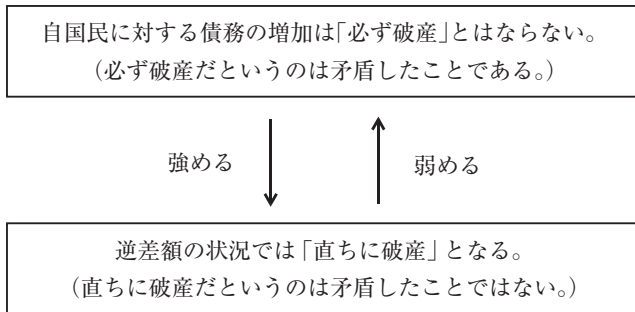
みると、いずれも、自国民に対する債務と外国に対する債務の二つを比較して、破産を招く危機の程度について検証した文章であることがわかる。

そして、逆差額の状況では、金銀の対外純流出をともない、直ちに対外破産の危機になるが、それと比較すれば、自国民に対する債務の増加が、必ず破産に直結することはない、と主張したかったのである。あくまで外国に対する債務が破産に至る危機と国内に対する債務が破産をもたらす危機の程度を比較するための論述であり、その表現技法だったことがわかる。参考までに、第2図「破産に至る危機の程度を比較した表現技法」を作成したので、みていただきたい。

ステュアートが、自国民に対する債務の増加なら、いくら増大しても政府が破産することはない、と主張したわけでは決してないのである。

ステュアートがこのように対外金融破産に敏感になったのは、彼の母国スコットランドで1760年代に実際に起きた対外金融危機と経済苦境の危機的事例が念頭にあるからである。イギリスとフランスがアメリカの植民地の獲得をめぐる争った7年戦争(1756年～63年)の後半から和平後に、スコットランドは大幅な貿易収支の赤字と資本逃避に見まわれ、それにともない大量の金銀がロンドンへ流出するようになった。金銀の大規模な対外流出が、貨幣減少と金融経済危機を引き起こした深刻な事態であった。³⁵⁾

第2図 破産に至る危機の程度を比較した表現技法



出所) 筆者作成

金銀の対外純流出は、国内貨幣の急速な減少を引きおこし、貨幣不足から金利が高騰し、信用が縮小し、生産も雇用もそして消費も減少する不況、いわゆるデフレーションを生じる。一流銀行からスーパーまでが「カネ借りてくれーゾンビ」になるカネ余りの現代では、それを想像できないし、実感ももてないであろう。しかし国内に出回っているお札（不換銀行券）が急速になくなる事態を想像してもらいたい。給料を払いたくてもカネがない、物を買いたくてもカネがない、借りようにもカネがない、このような金詰まりが経済活動を縮小させるのである。

ステュアートは、『原理』の第2部「諸銀行について」の第3章「銀行について」のところで、銀行論・信用論を執筆した動機が、この対外金融危機であるとまで述べている。³⁶⁾

「近時の戦争の後半の諸年と1763年の和平後しばらくの間とにスコットランドが背負い込んだ厳しい逆貿易差額のために、スコットランドの諸銀行が追い込まれた想像を絶するほどの苦難の時代に、これらの銀行が行った幾多の操作を原理にまとめようと私が意を注いだのは、こうした理由からなのである。こうすることによって、イングランドのみならず、…(中略：紀国)…すべての商業国に役立つと思われる示唆を与えるだけでなく、スコットランドにたいしてことのほか寄与しうると私は自負している。」³⁷⁾

国民貨幣も国際貨幣も同じであったステュアートの時代、対外金融破産は貨幣の純流出をまねき、国民経済は貨幣不足からデフレーションにおちいった。しかし円やドル、ユーロなどといった国民貨幣が並存している現代では、対外金融破産は、外国貨幣に対して自国貨幣が安くなるという超通貨安、例えば超円安などの作用を引きおこす。そうなれば安い貨幣で輸入商品を買う必要があり、その分、輸入品価格が上がる。これが国内物価を押し上げ、インフレーションを引きおこす。一見すれば正反対の現象のようにみえるが、いずれも対外支払危機がまねいた、同じ貨幣現象である。

ステュアートの心配した対外金融破産のリスクは、現代資本主義においても依然として存在する。それどころかいつそう危険性を増している。コンピューターと通信技術が飛躍的に発達し、大規模・高速に国境をこえて情報と資金が移動するからである。

財政破産の恐れに投機筋が注目するやいなや、瞬時にして大規模な資本と通貨逃避が発生する。損失を恐れてだけでなく、儲けを拡大するために公債や国民貨幣が先物でも現物でも売られる。現代では、政府や企業が破産に至れば至るほど、つまり国民や勤労者が困窮すればするほど投資家の儲けが膨らむという、実に恐ろしい金融商品（デリバティブ：金融派生商品）が各種あるのである。

ところでステュアートは、逆差額における対外金融破産を「公信用の崩壊」とよんだが、これはステュアートが「国際公信用」をイメージしていたことを示している。公信用概念は拡大しなければならない。これについては後ほど、公信用の定義を検討するさいに、ふりかえることにする。

第3節 ステュアートの考える信用と「信頼の原理」

ステュアートの公信用論にすすむ前に、彼が「信用」というものをどのように理解していたのかについて、みてみよう。ステュアートによれば、公信用も信用行為の一つなのである。

第4編「信用と負債について」の編は、彼の著書全体のなかで最も長いページを占める。第3編「貨幣と鑄貨について」を合わせれば、著書全体の4分の3を占めるので、貨幣・信用論がステュアートの経済学に大きな比重を占めていることがわかる。

第4編は、次の構成である。第1部「貨幣の利子について」、第2部「諸銀行について」、第3部「為替について」、第4部「公信用について」。「公信用」は第4編の最後に登場する。

ステュアートは、第4編の第1部第1章「信用とは何か、またそれは何に基礎をおいているのか」において、信用を次のように定義する。

「信用とは約束の履行にかんして、人々の間での十分に確立された信頼でしかない。このような信頼は法によって擁護され、習慣によって確立される。」³⁸⁾

そして信頼 (confidence)こそ、「信用の核心であり本質である」という。さらに、この信頼を確固たる基礎に基づいて確立すべきだという。なぜなら、「良好な信頼がなくては信用はありえず、信用がなくては、貨幣の借入れも交易も産業も流通も、そして下層階級のパンも、富者の奢侈品はもちろん彼らの生活

も便宜品もありえない」からである。³⁹⁾

それゆえ信頼の根拠は、幻想やうわさなどの「想像上の対象物」ではなく、「実体的な対象物を持たねばならない」とする。そうでないと信用が「悪賢い人」に悪用され、「黄金に彩られた計画で世間の目を幻惑させる」からであるという。

そして信用を確立するために為政者が行うべきこととして、次のことをあげる。現代の為政者も心がけなければならないことである。

「彼は法学書に載っていない商業的債務に法的効力を与えねばならない。彼は強者に対抗して弱者を支持せねばならない。彼は法廷の厄介な手続きを改善せねばならない。彼は財産の売却を容易にせねばならない。彼は正式につけられている商人の帳簿の信憑性を確立せねばならない。彼は不正行為を抑制し、また公正な取引を支持せねばならない。」⁴⁰⁾

このように、経済活動と信用行為は、実体的根拠に裏づけられた確固たる信頼にもとづいて、安心してそして安全に行われるべきであると、ステュアートは考える。このステュアートの思想を、「信頼の原理」と名づけておくことにしよう。安全性を配慮する「信頼の原理」は、彼の経済学の基礎にある、安定性を求める「調整均衡の原理」の思想的反映である。

ステュアートは、このような「信頼の原理」に基づいて、信用を「私的信用」、「商業的信用」、「公信用」の三つに分類する。この分類方法が彼独特のものであって、そこに彼の思想が現れている。

「私的信用」とは、元本と利子を返済するのに十分な価値をもつ不動産ないし動産を担保にして実施する貸付けである。

「商業的信用」とは、取引にたいする誠実さと知識から判断して、契約どおりに返済できると借手を信頼して実施する貸付けである。

「公信用」とは、元本の一括請求権はなく、利子あるいは元本の一定割合を年々返済してもらうのだが、年々の収入からなる返済基金の設定を担保として実施する貸付けである。

このような分類方法は、貸付先の違いによるものではない。一見すれば、私的信用は私人相手の貸付け、商業的信用は商人に対する貸付け、公信用は政府相手の貸付けだと思ってしまうが、そうではなく、彼は、「信頼の確実性と担

保の明瞭性」によって分類するというのである。だから私人、商人、政府のいずれを貸付け相手にするのであれ、何らかの担保をとって貸付ける場合は私的信用、かれらから成功の見込みのある計画を提示させて貸付ける場合は商業的信用、年々の返済のための基金の設定を担保に貸付ける場合は公信用となるのである。

ステュアートは、貸付相手の違いではなく、「信頼の確実性」とそれを裏づける「担保の明瞭性」によって、信用を三つに分類したのである。参考までに、第4表「ステュアートの考える三つの信用とその特徴づけ」をみていただこう。

「信頼の確実性」でみた場合、私的信用は最も堅固であり、債務者が支払不能になっても私的信用はぐらつかない。また公信用は支払いに充てる基金が取りくずされない限りは安全である。そして商業的信用は最も不安定であり、一人の商人の破産がヨーロッパ全体の商業的信用をゆるがせることもある、という。

信頼性が異なるのは、貸付けにおける「担保の明瞭性」に違いがあるからである。私的信用における担保は単純で明瞭であるが、公信用は明瞭性に欠け借手の規範意識次第であり、商業的信用における担保は最も不確かであって、借手の誠実性、能力、幸運に左右される、という。ステュアートは、より安心でき安全性が高い私的信用を推奨している。

このように、「信頼の確実性」と「担保の明瞭性」によって信用を三分類しようとするステュアート独特の方法論をみてみると、その根底に「信頼の原理」

第4表 ステュアートの考える三つの信用とその特徴づけ

信用の種類	信用行為の内容	信頼の確実性	担保の明瞭性
私的信用	不動産ないし動産を担保にした貸付け	最も堅固	単純・明瞭
商業的信用	借手を信頼して実施する貸付け	最も不安定	借手の誠実性と能力次第で最も不明瞭
公信用	返済基金の設定を担保にした貸付け	基金が取り崩されない限り安全	明瞭性に欠け借手の規範意識次第

出所) 筆者作成

の思想があることがわかる。この思想は当然に、信用における一つの行為である公信用の考え方の基礎にもなっている。このことをしっかり頭にとどめておかなければならない。これを忘れると、ステュアートを放漫財政主義者であるかのように見誤るかもしれないのである。

第4節 ステュアートの考える公信用

ステュアートの公信用論の本論に入ろう。

参考までに、第5表『経済の原理』第4部〈公信用について〉の章構成と位置づけをみていただきたい。なお表中に「大ブリテン」という用語があるが、スコットランドとイングランドが1705年に合邦して、そのように呼ばれるようになったものである。本稿ではこれを現代風に「イギリス」と表すことにする。

第4部「公信用について」の、第1章「公債のさまざまな帰結について」は、ステュアートの公信用論の総論にあたる場所である。

ステュアートは、この総論をまず、政治を行う為政者に対する批判および政

第5表 『経済の原理』第4部「公信用について」の章構成と位置づけ

第1章 公債のさまざまな帰結について	}	総論
第2章 公信用の起源と発展		歴史
第3章 先借り、つまり元本と利子との支払いのかわりに租税を割り当てて貨幣を借りることについて、およびこの主題にかんするダヴナント博士の見解について	}	実証研究
第4章 ルイ14世の治政以前におけるフランスの公信用の状態、およびこの主題に関する大リシュリューの見解について		
第5章 大ブリテンにおける公信用の現状について		
第6章 1763年の講和時におけるフランスの公信用、債務、基金、充当先の状態		
第7章 大ブリテンとフランスとの歳入、債務、信用の比較検討		
第8章 信用の膨張と債務の増大との付随的な諸結果	}	理論研究
第9章 破産について		
第10章 公債の契約と清算との方法		

出所) 筆者作成

治と行政の批判から始める。

彼は、公信用の理論に影響する原理はわずかで、しかもきわめて簡単なことであるが、多くの場合にそれがあいまいにされてしまうことに驚く、という。

なぜなら、為政者が、この領域に影響する原理がきわめて複雑なので、理解するのに特別の才能が必要であると、人々に信じ込ませようとするからである。為政者の複雑な操作を読み解く真の方法は、その泥沼のような複雑さから本来の単純さに引き戻すことである。そうすれば公信用の操作とよばれるきわめて複雑な諸制度が、知識のほとんどない人にも理解できる、というのである。

ステュアートは次のように語る。

「政治学のこの部門にかんする為政者の複雑な操作をいわば読み解く真の方法は、科学のこの領域に影響する原理がきわめて複雑であって、それらを理解するだけでも特別な才能の力を必要とすると人々に信じこませるような、そうした行政のやり方を、その泥沼のような複雑さから本来の単純さに引き戻すことである。」⁴¹⁾

ステュアートは、行政におけるソフトウェアユニバーサルデザインを提唱していたのである。

ソフトウェアユニバーサルデザインとは、ハードウェアユニバーサルデザイン7原則を、情報や知的生産物、金融などのソフトウェアに応用したものである。その第3原則には、「情報は簡単にそして直感的に利用できること」、そして第4原則に、「情報を容易に理解できるように伝えること」という原則がある。ソフトウェアユニバーサルデザインを簡単に定義すれば、「どのような状況にあるどのような人であってもすべての人が、情報利用あるいは情報接近でき、その利用から持続的な利益と満足を得られること」である。⁴²⁾

この原則を行政情報に適用すれば、ステュアートのいう行政情報のソフトウェアユニバーサルデザインとなる。

政府は、平然とウソをついたり、自分に都合のいいことは誇大強調したり、都合の悪いことは隠したりする。またやたら複雑にし、何を言いたいかわからないようにして、煙にまくことが得意である。ステュアートはこれらを厳しく批判しているのである。

本来の単純さに引き戻せば、公信用は、誰にも理解できるとして、ステュアートは次のように語る。

「借入れ、長期借入、証券売買、貨幣の鋳造と改鋳、正貨の量目・純度・呼称の変更、それに関連した紙券の流通、人々への誇大な計画や破産の押しつけ、そしてそうした公信用の操作と呼ばれるような極めて複雑な諸制度が、知識のほとんどない人にも理解できる。」⁴³⁾

それに続いてステュアートは、公信用を次のように定義する。

「公信用として定義したところによれば、それは、元本は請求できないものの、一定率の金額が利子として、ないしは元本の一部の償還として年々支払われるという条件で借入を行なう、国家または政治体に寄せられた信頼である。その支払いの担保として永続的な年々の基金が充当されるが、しかし国家は自由に総額を払い戻すことによって—それと抵触する条項が規定されていない場合には—解放される。」⁴⁴⁾

公信用とは、一言でいえば、政府あるいは公的主体が貨幣を借りる行為であることは間違いないが、彼はそれに三つの条件を加えているのである。第6表「ステュアートによる公信用の三つの条件」はそれを一覽にまとめたものである。

一つめは、「国家または政治体に寄せられた信頼」ということである。

二つめは、「元本は請求できないが、一定率の金額が利子あるいは元本の一部の償還として年々支払われる」ということである。

三つめは、「支払いの担保として永続的な基金が設定される」ということである。これは減債基金のことを示している。減債基金とは、公債発行にさいして、あらかじめ償還計画（返済計画）をたて、それに見合って返済のための資

第6表 ステュアートによる公信用の三つの条件

- ①国家または政治体に寄せられた信頼。
 - ②元本は請求できないが、一定率の金額が利子あるいは元本の一部の償還として年々支払われること。
 - ③支払いの担保として永続的な基金が設定されること。
-

金を毎年積み立てておく制度のことである。

前述したステュアートの信用論の特徴を頭にとどめて、この公信用の定義について考えてみよう。

一つめにあげた「国家または政治体に寄せられた信頼」であるが、ステュアートの信用論の根底にある「信頼の原理」をふまえれば、この信頼とは、政府が返済できそうかどうかの予測や判断ではないということになる。それは、三つめにあげた、「支払いの担保として永続的な基金が設定される」ということと密接不可分なのである。つまり確実に返済できる保証となる減債基金がしっかりと確立されていることによる、政府に対する信頼である。

では、そのような減債基金が設立されずに政府が借入れた場合はどうなるのであろうか。彼がいうところによれば、それは、「公信用の未発達な状況」あるいは「破産」ということになる。これについては後ほど紹介する。

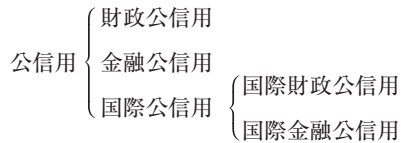
二つめにあげた「元本は請求できないが、一定率の金額が利子あるいは元本の一部の償還として年々支払われる」ことは、当時の公債発行の主流であった年金公債や永久公債（利息公債）を想定している。この種の公債は、元本償還の権限が政府側にあり、政府はもっぱら利子だけ返済すればよいので、政府にとって安上がりな借金であった。だが、利子だけ返済すればよいことは、公債の多大な累積を招いてしまい、それ以降、このような公債の発行はすたれた。当時はこのような公債発行が中心なので、ステュアートが公信用の条件にするのはやむを得ないが、ステュアートの認識は甘かったといえる。

第5節 公信用概念の拡大

ステュアートのイメージしている公信用は、国内の債権者に対する信頼である対内公信用に限定せず、外国人あるいは外国に対する国境をこえた信頼という意味での対外公信用、つまり国際公信用をふくめていた。とりわけステュアートは国際公信用について敏感になり、最大限の注意を払った。このことについては第2節で明らかにした。

ステュアートによる問題提起を受ければ、公信用概念は拡大させなければならない。参考までに第3図「公信用概念の拡大図」を作成したので、参照して

第3図 公信用概念の拡大図



出所) 筆者作成

いただきたい。

一つは、公信用概念の国際的拡大であり、国際財政公信用と国際金融公信用という二つの概念が必要になる。ステュアートが国際公信用の問題として理解していたことの中には、国際財政公信用と国際金融公信用の二つがふくまれていたのである。

ステュアートは、公債が外国人によって保有されている状況を注視していた。例えば18世紀、イギリス公債は、多いときで発行額の3割ほども、オランダ人投資家によって保有されていた。ステュアートのいう公信用の定義の「政府に対する信頼」は、国境をこえた国際的信頼に拡大されなければならない。国際財政公信用とは、公債の保有が国境をこえた状況で発生する「財政の管理者・運用者に対する国際的信頼」のことである。

さらにステュアートは、その状況にとっても警戒心を向けていた。なぜなら外国人への公債の利払い貨幣量が貿易によって得られる貨幣量を上回ると、国内からの金銀正貨の純流出を招くからである。そうなると貨幣不足から金融経済危機が発生し、ステュアートは「即座に致命的な諸帰結」をもたらすという。

ステュアートは、外国へ安心して支払えるだけの貨幣が十分にあること、つまり外国人債権者からみれば、支払ってもらえる貨幣が十分にあることによる信頼の重要性を訴えた。これは彼が国際金融公信用を認識していたことを示す。国際金融公信用とは、貨幣の支払いが国境をこえた状況で発生する「貨幣の管理者・運用者に対する国際的信頼」のことである。

金銀複本位制であったステュアートの時代、国内金融は国際金融でもあった。国民貨幣と国際貨幣はいずれも金銀という貴金属貨幣であり、貨幣は国境をこえて自由に流通していたからである。

またステュアートの時代、国民財政は国際財政でもあった。戦争という国際緊張関係が各国の国民財政の膨張を引きおこしており、国民財政はいつも相互に強く作用しあっていたからである。わたしは、国民財政の相互作用関係を取り扱うのが国際財政論の課題であるとみるので、この視点からすれば、強い相互作用関係におかれていた当時の国民財政は国際財政でもあったといえる。⁴⁵⁾

もう一つの公信用概念の拡大は、財政だけでなく、金融へも拡大することであり、財政公信用と金融公信用という二つの概念を必要とする。⁴⁶⁾ いずれも公共性という点からみて高度な公共財である、財政と金融に対する信頼という意味での拡大である。⁴⁷⁾

ステュアートが、公信用論において政府に対する信頼という意味で、財政公信用を定義したことは前述した。財政公信用は、「財政の管理者・運用者に対する信頼」のことである。しかし彼はそれとともに、金融公信用についても意識していた。

ステュアートは、『原理』の編成において、公信用論を、信用論の後に、そして租税論の前に配置した。スミスが、『国富論』の編成において、経費論、収入論を展開した後に、まるで不用な尻尾であるかのように、著書の最後尾に公債論を配置したことに、対照的である。ステュアートは、現実に発生した順序に基づいて展開する発生史論的方法を採用していた。公信用論の後に租税論が来るのは、封建領主が自分の領地などを担保に借り入れたが、そののち領民からの取り立て、つまり租税を担保に借り入れるようになったからである。

ステュアートが信用論の後に公信用論を配置したのは、信用の発展のうえに公信用が成立すると考えたからである。ステュアートは信用論を「信頼の原理」に基づいて展開した。貨幣を使った取引は安心して安全に実施されなければならないのである。彼は金融公信用を認識していた。金融公信用とは、貨幣を安心して安全に使えるようにするための「貨幣の管理者・運用者に対する信頼」のことである。財政公信用はこのような金融公信用の発展のうえに成立するのである。

第3章 スチュアートによる公信用研究の方法

第1節 スチュアートの公信用研究の方法と五つの想定

スチュアートは、為政者が公信用制度を確立する際に最も熟慮すべきことは、国の収入を貨幣階級の手にとどこまでゆだねることができるかを、適切に判断することであるという。公信用の確実性はそこにかかっているからである。

そして貨幣階級の膨張の危険性を指摘する。税を支払わせられる人と債権者の名のもとに税を受け取る人が争うと、公信用が不安定になるからである。

そして公信用の拡張から生じる理論的帰結として、次の五つを想定する。その五つの理論的想定を引用してみよう。⁴⁸⁾

第1の想定

「貨幣階級の膨張が国家の安定を脅かすと思われる政府においては、戦時に借りたものを平時に清算するために減債基金を確立するか、あるいは、有期年金での借入計画を確立するように配慮されなければならない。」

第2の想定

「体系的な借入計画なしに、やむをえない諸原因に流されるにまかされるなら、その帰結は破産であり、少なくともある期間、公信用は全面的に衰退することになる。」

第3の想定

「もし国家の債務が維持できないほど莫大な額にのぼると、権力の発動による全面的あるいは部分的な債務の破棄に頼ることになろう。」

第4の想定

「国家が債務の際限のない膨張を許し、その約束の履行に固執すれば、国家の全財産はある階級から他の階級に不断に移動する。」

第5の想定

「契約された債務が外国人の所有であれば、この債務が長期国債の募られた国へ引きあげられるか、財産つまりその国の使用所有権が自国民から移転されるかのいずれかである。」

この五つは理論上の想定であるが、実際には、このいずれか、あるいはそれらのいくつかを組み合わせたケース（事例）になるだろうと、彼はいう。ただその自然的な結末の予見は、未知の状況に依存するので不可能だ、と述べる。

そして次の二つの研究方法を提起する。もう一度参考までに、第2章第4節にかかげた第5表「『経済の原理』第4部公信用についての章構成と位置づけ」をみていただきたい。

一つは、「公信用の未発達な状況で実際に生じた事例」を研究してみる方法、いわば実証研究である。この研究成果が、第2章の公信用の起源と発展を追った論述、そしてイギリスとフランスの公信用の状況と歳出・歳入のデータを詳細に分析した第3章から第7章までの論述である。

もう一つは、「まだ起きていない事例について、工夫をこらし、できうる限り最も合理的な組み合わせ」を検討してみる方法、いわば理論研究である。この研究成果が、第8章、第9章、第10章である。

第2節 公信用の実証研究からステュアートが得た教訓

実際に起きた事例研究を、ステュアートは、「深く考察すればそこから多くの教訓を得られる主題」と位置づけて、詳細にそして緻密にデータを分析して考察する。

この研究成果が、イギリスとフランスの歳出・歳入のデータを実に丹念に分析し、それらの公信用の状況を比較検討した第3章から第7章までの論述である。

この綿密な研究成果を紹介する余裕はないので、わたしが重要だと考えた三つの要点をまとめるだけにしておこう。

一つは、イギリスとフランスのいずれの王国においても、減債基金の確立が無視されてきたことを、厳しく批判していることである。

ステュアートは次のようにいう。

「ある年の支出がその収入を消化するだけであるとすれば、また債務の支払いに充てられる減債基金が適切に用いられるとすれば、国家が苦労を訴える筋合いはまったくないのである。この区分が、国家支出に充てられる収入部門と、

債務と利子との支払いのために留保すべき収入部門とを混同しないことがどうして必要であるのかははっきりと示している。しかしながら私が理解するところでは、このことは両王国においてあまりに無視されすぎている」⁴⁹⁾

その対策としてステュアートは、減債基金の運用機関を、「減債基金を悪用する国家権力の外部におく」ことを提案している。⁵⁰⁾

減債基金の創設者が議会であり、それを運用するのも議会であるから、どうしても自分に都合のいいようなお手盛りになってしまう。これを防ぐには、ステュアートのいうように、基金の運用機関を議会から独立させて、強い権限をもたせるしか方法はないであろう。

二つめは、租税調達における強奪や略奪および財政運営における不正と秘密主義を厳しく批判していることである。

ステュアートは、フランスにおいて徴税請負人による徴税が強奪や略奪であったことを厳しく批判する。またフランスにおいて、財政が政治的奥義とみなされ、国民の目から隠すことが国家の重要事項と考えられていたことも批判している。信じられないことだが、徴税請負人は、年の終わりには帳簿をいつも焼き捨てていたのである。

三つめは、政権交代可能な議会制民主主義が確立したイギリスと、専制君主の独裁制度下にあったフランスの政治体制の相異が、両国の公信用力にどのような違いを生み出したのかを明らかにしたことである。

イギリスでは公債発行に議会の承認が必要なので、減債基金の設立やイングランド銀行の創設などの公債消化の信用制度が発達し、公債についての信用力は高い。

ところが王権の強いフランスでは、君主が恣意的で乱暴な借入れができるので、信用制度の発達が遅れ、公債に対する信用力は劣る。

このことから、君主制においては、民主主義政府の場合よりも、公債の増加が国家破産を引き起こす可能性は大きい、とステュアートはいう。若き日に王政復古を夢みたステュアートも、公信用制御の手段として機能できる、政権交代可能な議会制民主主義には、脱帽したということだろうか。

第3節 公信用の理論研究

ステュアートが「最も合理的な組み合わせ」と考えた三つのケース

ステュアートは、先に引用した五つの理論上の想定をあげ、このいずれか、あるいはそれらのいくつかを組み合わせたケース(事例)になるだろうと述べた。

そしてそのなかでも、彼が、「最も合理的な組み合わせ」と考えたのが、次の三つのケースである。「極限まで膨張するケース(第8章)」、「途中で行き詰まって破産するケース(第9章)」、「あらかじめ合理的に制限するケース(第10章)」。詳しくは、第7表「ステュアートが〈最も合理的な組み合わせ〉と考えた三つのケース」をみていただきたい。

ステュアートは、理論的に考えると、この三つのケースのいずれか一つが生じると結論してよいとして、この三つについて理論研究を試みる。⁵¹⁾

そして第8章の「極限まで膨張するケース」から説き起こすのであるが、第8章から始めたことも、後世の彼に対する誤った理解につながった、とわたしは考える。

誤った理解とは、「自国民に対する債務の増大なら政府は破産することはない」と彼が考えていたという、通説のそれである。第8章の「極限膨張ケース」は、極端な状況を設定しており、その内容も特異なものなので、とくにこの部分が注目を浴びたかもしれない。

しかし彼は、理論的にはこれらの三つのケースのいずれかが生じると考えら

第7表 ステュアートが「最も合理的な組み合わせ」と考えた三つのケース

債務が極限まで膨張し自らを償却してしまうケース

(第8章「信用の膨張と債務の増大との付随的な諸結果」)

国民が破産に巻き込まれるケース

(第9章「破産について」)

債務が公正に支払われるか合理的な範囲に制限されるケース

(第10章「公債の契約と清算との方法」)

れる、というのであって、「極限膨張ケース」だけをとくに重要視しているわけではない。

また第8章は、債務がどこまで膨張できるかを、一つの「可能性」として検討したものである。彼は、「極限膨張ケース」について、「こうした帰結は可能性であるに過ぎない。現在の債務は清算されるかもしれないし、国民が全面的な破産に巻き込まれるかもしれない」と述べて、第9章の「破産ケース」の検討に入ったのである。⁵²⁾

ステュアートによるこの説明を読むと、彼が理論的に三つとってはいるが、より現実に近いものとして、「合理的制限ケース」と「破産ケース」の二つを考えていたのではないかとわたしには思える。

さらにわたしは、次の三つの理由から、「合理的制限ケース」にこそ、ステュアートの真意があると考ええる。

一つの理由は、第1章「公債のさまざまな帰結について」において公信用を定義したとき、そこに減債基金の設立を盛り込んでいるからである。これは「合理的制限ケース」にほかならない。

二つめの理由は、同じく第1章において、公信用の拡張から生じる帰結として五つを想定したのであるが、その第1の想定は、貨幣階級の膨張が国家の安定を脅かすとおもわれる場合であり、減債基金を確立するか、あるいは有期年金での借入れ計画を確立するように配慮されなければならない、というものであったからである。五つの想定の中で最初が、「合理的制限ケース」なのである。

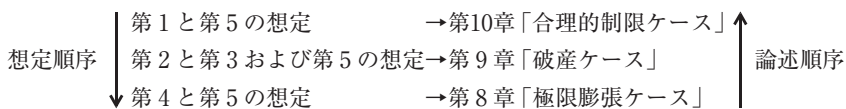
三つめの理由は、第1章はステュアートの公信用論についての総論の位置にあり、そこに彼の真意がもっとも反映されていると考えるからである。

以上のようにステュアートは、第1章の総論において、「合理的制限ケース」に重きをおいて述べている。安心と安全を重視するステュアートの「信頼の原理」にもとづけば、彼がより現実的で理想的と考えていたのは、このケースなのである。

五つの想定を組み合わせと三つのケースの順序

ところでステュアートは、彼のいう五つの想定を組み合わせて、上記の三つ

第4図 五つの想定を組み合わせ順序と三つのケースの論述順序



出所) 筆者作成

のケースを考えたというのであるが、いったいどのように組み合わせただろうか。

わたしが、ステュアートの説明と論述内容に基づいて推測したのが、次の組み合わせである。第4図「五つの想定を組み合わせ順序と三つのケースの論述順序」を参考にみていただきたい。

第1と第5の想定を組み合わせるのが、第10章の「債務が公正に支払われるか合理的な範囲に制限されるケース」。

第2と第3および第5の想定を組み合わせるのが、第9章の「国民が破産に巻き込まれるケース」。

第4と第5の想定を組み合わせるのが、第8章の「債務が極限まで膨張し自らを償却してしまうケース」。

この図をみて疑問をもたれた方もいると思うが、五つの想定とそれを組み合わせて検討をすすめた三つのケースの論述順序が逆になっているのである。ステュアートは、極限膨張、破産、それを教訓に合理的制限という流れで書く方法が自然だと思ったかもしれない。しかしこの順序でいくと、「極限膨張ケース」がやけに目立ってしまい、どうしてもそれに目を奪われてしまうことになる。

ステュアートの公信用論を理解するには、ステュアートの真意が反映されているとわたしが考えるところの、五つの想定を組み合わせ順序、つまり第10章→第9章→第8章の順序でみていく必要がある。

このような理由から、第8章と第9章を飛びこえ、まずは、第10章の「合理的制限ケース」からみることにしよう。

債務が公正に支払われるか合理的な範囲に制限されるケース

第10章「公債の契約と清算との方法」は、「債務が公正に支払われるか合理的な範囲に制限されるケース」である。

ステュアートは、第9章「破産について」の締めくくりに、「国家への信頼(public faith)」を堅く守ることの重要性を次のように語って、第10章に入る。

「国家への信頼を公然と破ることからは何も得られないということを十分に明らかにしたと思うので、結局、1国がなしうる最善の解決策は最後の最後まで信頼を固守することであり、それと両立しえないどのような観念も考えから払いのけることである。」⁵³⁾

為政者が借入れをするときまず注意すべきことは、国民に同意を求めることであるとして、彼は次の三点での国民との信頼関係の構築をあげる。⁵⁴⁾

- (1)債務契約の結果、諸個人の所得減少はあるが、借入れ障害が小さければ小さいほど、その減少は少なくすむと国民に自覚させること。
- (2)為政者は、すべての企てにおいて国民の福利を最大限に顧慮することで、国民の信頼を得ること。
- (3)為政者は、すべての契約を良心的に遂行すると確信させて、借入先の信頼を得なければならないこと。

そしてステュアートは、政府が借入れのさいに心がけなければならないこととして、二つのことをあげている。一つは、債務を返済するための減債基金を創設することであり、もう一つは、貨幣を十分に柔軟に供給できるための体系的な信用制度を確立することである。

ステュアートは次のようにいう。

「したがって貨幣の最も有利な借入方法は、年々の租税から調達する信用の基金をあらかじめ確立して、租税を支払わなければならない人々に、その財産もしくは勤労に比例して信用や貨幣を提供し、勤労を遂行するための媒介手段すなわち貨幣の欠乏によって勤労がかりにも衰退するのを防止することである。」⁵⁵⁾

一つめの、ステュアートが減債基金の設立を必須のものとしていることについては、公信用の定義のところでもふれた。また次節で紹介する引用文でも、あらかじめ減債基金を設定しない政府の借入れは、結局は国民に大きな犠牲を強

いることになり、それは破産であるとまでいっている。

二つめに、ステュアートが心配しているのは、公債の発行にともない貨幣が政府に吸い上げられ、貨幣欠乏が生じることである。これは現代では、クラウディング・アウト (crowding out) 現象といわれるもので、公債の増発が民間の資金不足を引き起こし、市中金利を上昇させて経済活動を妨げる状況のことである。

この対策として、ステュアートは次の三つのことをあげている。⁵⁶⁾

一つは、自国民との債務契約は、できるだけ短い年限で元本を返済できるようにすることである。そうすれば、債権者への貨幣の払い戻しによって流通に貨幣を供給できるし、債務の急激な増加も阻止できるという。

二つめが、銀行が兌換銀行券を発行する方法である。流通において貨幣が必要になったときは、土地や既発行債を貸付けの担保として用いて (ステュアートは「溶解」という)、貨幣不足を解決する手段とすることである。

三つめが、為政者による外国への支払いが自国の貨幣流通を減少させないようにするため、外国で起債して支払いを行うことである。

以上が、政府が借入れるときの注意事項であるが、ステュアートは、公債償還 (返済) 方法についても心を配る。政府への信頼に背かず、債権者の意思に反せず、政府が債務を免れるための公正で誠実な方策として六つの方法を示し、それらの長所と短所を分析している。いずれも減債基金を利用してのものである。この詳細は省略するが、金融市場を混乱させず、減債基金の誤用を防げられる技術的な方策を提起しているのである。⁵⁷⁾

国民が破産に巻き込まれるケース

第9章「破産について」は、国民が破産に巻き込まれるケースである。

ステュアートによる国家破産の定義は広い。それは彼の「公信用」の定義が狭く、堅実で厳格であることと対応している。為政者が借入れをするに際して、彼が提案した合理的方法が守られない場合はすべて、「破産」あるいは「破産的状况」となる。

かれは国家破産を、次のように定義する。

「どの国家にとっても借入の唯一の方法は、貸し手と合意したことを履行するための基金を前もって準備することであり、〈あとで〉その不足を埋め合わせようとするあらゆる便宜的処置は、大ブリテンで通例のように、公的誓約が神聖なものとして尊重される場合には国民を過度な債務負担に巻き込むか、あるいは先の国王の死に際してのフランスの場合のように国家を破産に追いやるのかの、いずれかの形で結局は国民に大きな犠牲を負わせることになる。私はそれを破産と呼ぶ。というのも、借金のすべてが支払われたわけではないからである。」⁵⁸⁾

ステュアートは、たとえ支払不能にならなくても、国民に過大な負担や犠牲を課すことになる場合は、「破産」であると述べている。ステュアートのいうこのような破産を、「負担要因を基準にした破産」と定義とすることができる。

続いてステュアートは、国家破産の三つの事例を想定し、それらの結末がどうなるのかについて、イングランドを対象として検証をおこなう。

三つの事例とは、「経済破産」、「政府破産」、「対外金融破産」のことである。このような発生要因に着目して分類した国家破産を、「発生要因を基準とした破産」と定義することができる。第8表「ステュアートが破産と考える状況」を参考までにみていただきたい。

「経済破産」とは、「イングランドの交易と勤労が衰退」して、「阻止しがたい状況の結果」として引き起こされる国民経済の破滅的状況のことである。

これは、国家の債権者の収入減少、消費と労働への需要減少、交易の衰退、

第8表 ステュアートが破産と考える状況

発生要因を基準とした破産

経済破産：交易と勤労が衰退して発生するもの。

政府破産：権力の計画的な作為が引き起こすもの。

対外金融破産：支払差額の逆調が引き起こすもの。

負担要因を基準とした破産

国民に過度な負担や犠牲を強いるもの。

租税の壊滅をもたらし、「完全な破滅に国民を投げ込む」結果になる、と彼はいう。

「政府破産」とは、「便宜的な見地から、権力の計画的な作為」によって引き起こされる財政破産のことである。これは突然の破産となるので、自然的な諸原因によってもたらされるどんな破産より危険である、と彼はいう。

ただしステュアートは、この場合、債権者に支払う資金を使い、売れなくなった生産物を買上げ、休業を強いられる人々に働き口を与えるなどの予防措置をこうじ、「不幸な債権者以外誰も苦しめない」ようにすることを提案する。

ステュアートは、破産に際してのセーフティネット（安全網）構築の必要性を提起したのである。それにはかなりの困難をとまなうと彼はいうが、政府破産リスクが高まる場合には、事前に真剣に検討しておかなければならない重要課題であろう。

次に彼は、政府破産が「合法的に実行され」、その期間中「あらゆる不都合が防止される」ケースを想定するが、この場合でも、消費のあらゆる部門は減少し、租税の減少と廃止があらゆる階級の不利益を招き、流通の減少は勤労と就業を停滞させ、金利は高騰し、公設の労役場や慈善施設も崩壊し、貧民の生計問題が社会に降りかかる、という。

ステュアートは、これらの検証結果から、政府破産について、「最も唐突で最も暴力的な変革だとして、私は拒否せざるをえない」と結論を下すのである。

「対外金融破産」とは、前述したように、支払差額の逆調（逆差額）による金銀正貨の純流出が引きおこす金融経済危機のことである。彼は、「長期の戦争の出費」により外国人に支払う利子が貿易から取得する額を上回る事例などを想定している。

これはまず、イングランド銀行からの鑄貨と金銀の対外流出を発生させ、「即座に致命的な諸帰結」をもたらし、そうなってしまえば破産を回避するどんな方法も発見できないという。これを防ぐには、崩壊を前触れするあらゆる兆候を監視するとともに、あらかじめ状況を最も有利に導けるように改善することだという。

ステュアートはこの対策として具体的に次の二つを提案する。一つは、債務

の清算において外国人に支払うべき債務の完済を優先することである。二つめは、対外債務の減少に役立つことはどんなことでも奨励すること、三つめが、外国の金融市場で起債すること、である。⁵⁹⁾

債務が極限まで膨張し自らを償却してしまうケース

第8章「信用の膨張と債務の増大との付随的な諸結果」は、債務が極限まで膨張し自らを償却してしまうケースである。

国家債務が極限まで膨張すると、公債の利子として税を受け取る者と公債の利払いのために税を支払う者が同一人である水準にまで進んでしまい、結局、受取りと支払いが自己相殺され、公債は自然消滅するというのである。

しかしこれはどう考えても、かなり非現実的な状況設定である。だからステュアートも第8章の要約文において、このケースは、「公債の増加になんの抑制もなされず、公債が絶えず累積するに任せられ、国民の精神がそういう計画の必然的諸結果を辛抱強く受け入れることができる」という三条件がそろった場合に生じる結果だといっており、かなりの限定付きである。⁶⁰⁾

しかし果たして、このような三条件がそろって成立することなどありえるであろうか。だから前述したように、ステュアートは、この極限膨張ケースはあくまで「可能性」であり、そこまですすむ前に債務が返済されてしまうかもしれないし、あるいは破産に巻き込まれるかもしれないといっており、上述した国家破産のケースの検討に移ったのである。

ステュアートのいう「極限膨張ケース」を過大評価してはならない。またこの部分だけを取り出して、それをステュアートの公信用論だと決めつけてはならない。それはステュアートの名誉を侵害することになる。

第4節 公債に寛容なステュアート

ただし、公債および公債の増加にステュアートは寛容である。文明を破壊するとか不生産的であるとかの理由で、公債を全面否定したヒュームやスミスとは異なっている。

しかしステュアートは決して、公債を全面賛美した重商主義公債論者ではな

い。重商主義の公債論は、公債は納税者から債権者へ富が移転するだけで、なんら問題はないとして赤字財政を積極的に推奨したが、ステュアートはそのような主張はしていない。

ステュアートによれば公債の発行は、これまで検討してきたように、彼のいう「信賴の原理」にもとづいた「合理的制限の範囲内」でなければならないのである。ステュアートの公債論は、公債全面否定論と公債全面賛美論を両極に置いた、その間に位置しているのである。

ステュアートが公債および公債の増加に寛容であるのは、前述したところの、彼の経済学の基礎に「貨幣流通の原理」と「調整均衡の原理」があるからである。

ステュアートは、公信用（公債）は、次のように貨幣流通を促進したり、均衡調節を可能にする手段として活用できるという。第8章「信用の膨張と債務の増大との付随的な諸結果」において彼が述べたことを、要約してみよう。

第1に、公信用は、近代租税制度を生み出し、国庫を中心として貨幣が循環するシステムを整備したことである。彼が調べた公信用の歴史によれば、君主は最初は王国を担保に借り入れ、次には租税を担保にして資金を調達し（租税の先借り）、これが近代租税制度を生み出した。

第2に、公信用は、公債消化のための近代信用制度を生み出し、それが信用制度の発達を促したことである。イギリスでは公債消化のためにイングランド銀行が創設され、信用制度が発達して公信用は堅牢になった。それと対照的に、鑄貨に依存し、信用制度が未発達なフランスはいつも貨幣不足にあえいでいる、と彼はいう。

第3に、公債（既発行債）は、流通において貨幣が必要になったときは、貸付けの担保として用いられ（ステュアートはこの過程を「溶解」という）、貨幣不足を解決する手段になることである。

彼は次のようにいう。「私はここで公債を堅実な資産の一大部門とみなしているのであるが、それは政府の保証が堅実で良質である限りにおいてであり、そのようなものとして、他のものと同じように、諸銀行によって貨幣に溶解されるのである。」⁶¹⁾

第4に、貨幣が流通必要量以上に滞留したときは、公債を担保にして貸付け

された貨幣部分は、借入れの返済と担保解消によって、再度、流通から引き上げられることである（ステュアートはこの過程を、「固定化 (consolidating)」という）。公債は流通貨幣量の調節手段として有用である。

第5に、貨幣が流通必要量以上に滞留したとき、公債（新規発行債）はこれを吸収し、国庫で使われて消費を活発にさせる手段になることである。

おわりに

「自国民に対する公債の増加なら、それがどれほど累積しようと、政府が破産することはない」とする説は、理論上も実際にも、まったくの誤った俗説である。

誰が考えても、そのようなことはあり得ない。借金をかかえ続ければそれが膨らみ、そのうち返済資金に窮して支払い不能におちいることは、個人や会社と同様、政府にとっても法則である。

また、ステュアートがそのような説の理論づけを最初に行ったというもの、本論文が示したように、明らかな誤読である。

ステュアートは、理論上でも実際にも国家破産は起きると明言しているが、決して起こしてはならないとも説いた。そうならないため政府は、国民との信頼関係の構築に努め、減債基金を厳正に運用し、公債発行が国民経済を妨げないように十分に配慮しなければならない、と教えたのである。ステュアート経済学には、その基礎に「信頼の原理」があり、公信用も信用も、安心と安全性を最大限に尊重して実施されなければならないのである。

これらのことを論証するのに、難しい作業は必要ない。まわりくどい表現はあるが、ステュアートの論述を素直にいていねいに読むだけでよい。本論文が取り組んだのは、このような作業である。

ステュアートがとても心配した対外金融破産は、当時はそうだが、現代においても、国民経済に深刻な打撃を与える。現代では、国境をこえて情報と資金が大規模・高速に移動するので、その危険性はより高まっている。ステュアートの警告にいつそう耳を傾けなければならないのである。

またステュアートの経済学を重商主義あるいは原始蓄積期の産物とみて、前世紀の過去の遺物として捨て去ることは禁物である。

ステュアートは、「貨幣流通の原理」にもとづき、近代銀行信用制度を構想し、貨幣不足から資本主義の発展が妨げられるのを防止しようとした。ただしステュアートが心を砕いた貨幣不足は、現代資本主義では解消されている。発券機能を独占した中央銀行が不換銀行券を柔軟に供給できるからである。皮肉なことに、現代では、それによる貨幣過剰が問題なのである。彼が堅実で安全だと考えた土地担保貸付けは、投機的な土地価格（資産価格）の上昇を引きおこし、金融バブルをもたらした。

現代社会がステュアートから最も学ばなければならないことは、彼の経済学の基礎にある「調整均衡の原理」である。経済自由主義は、経済活動の基本となる人間も自然も疲弊させてしまったからである。

貨幣が機能する限り、国家が貨幣を借入れる限り、そしていま自分さえ儲ければよいと考える経済支配者がいる限り、ステュアートの経済学、とりわけ「信頼の原理」と「調整均衡の原理」は生き続ける。貨幣を乱用する人間や貨幣を安易に借り入れようとする政治家そして強欲にとりつかれた人間への戒めとして。

注)

- 1) 本論文は、紀国正典「ジョン・ローの国家破産・金融破産論」高知大学経済学会『高知論叢』第115号、2018年10月、に続く、筆者による国家破産・金融破産論研究の続編である。前号に続き本稿の掲載を快く引き受けて頂いた高知大学経済学会に感謝申し上げる。また資料収集でお世話になった京都大学図書館と京都市市民図書館にお礼を申しあげる次第である。
- 2) 原本の表題は次のようにとても長い。『経済の諸原理にかんする研究—自由な諸国民の国内政策の科学にかんする試論—そのなかで特に、人口、農業、商業、工業、貨幣、鑄貨、利子、流通、銀行、為替、公信用ならびに租税について考察する』(An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy : Being an Essay on the Science of Domestic Policy in Free Nations. In which are particularly considered Population, Agriculture, Trade, Industry, Money, Coin, Interest, Circulation, Banks, Exchange, Public Credit, and Taxes)。この長い表題にはステュアートのきまじめさが現れている。5編からなる構成と表題は次のものである。第1編「人口

と農業について」、第2編「交易と勤労について」、第3編「貨幣と鑄貨について」、第4編「信用と負債について」、第5編「租税と租税収入の適切な使用について」。

日本ではこの著書の簡略書名は、『政治経済学原理』、『経済学原理』あるいは『経済の原理』などと表されてきた。本書では、経済学とは人間と社会にかんする総合学問であることをふまえ、最新の簡略書名である『経済の原理』に従う。

本論文が依拠したのは次の邦訳書である。これは全集版(1805年)を底本としているが、初版(1767年)以降のステュアートの多くの訂正が盛り込まれているからだという。本論文が成立できたのは、この邦訳書が完成できていたことに負うところが大きい。訳者の方々のご努力に感謝する次第である。小林昇監訳(訳者:飯塚正朝・加藤一夫・竹本洋・渡辺邦博)『J.ステュアート:経済の原理—第1・第2編』、以下、「ステュアート:竹本洋也訳『第1・第2編』」と略す。ページ数字は前が邦文、後ろが原文である。および、小林昇監訳(訳者:飯塚正朝・奥田聡・竹本洋・中西泰之・柳田芳伸・渡辺邦博、渡辺恵一)『J.ステュアート:経済の原理—第3・第4・第5編』、以下、「ステュアート:竹本洋也訳『第3・第4・第5編』」と略す。ページ数字は前が邦文、後ろが原文である。

- 3) サー・ジェイムズ・ステュアートの生涯について、ここで深く立ち入らない。次の文献を参考にして、研究者としての彼の生き方に関係することをまとめるだけにする。小林昇「ステュアートの生涯」『J.ステュアート研究(小林昇経済学史著作集V)』、竹本洋「訳者解説:Ⅰ.生涯と業績」、ステュアート:竹本洋也訳『第1・第2編』、渡辺邦博「ジェイムズ・ステュアートの生涯と著作—〈ブリテンにおける経済学の父〉—」『ジェイムズ・ステュアートとスコットランド—もう一つの古典派経済学』。なお渡辺邦博氏の上記著書には「ジェイムズ・ステュアート年譜」があり、それにはヒュームとスミスの足跡も対照されており、かれらとの関わりと時代背景を知ることができる。

ステュアートが生きた時代は、日本では、第8代将軍の徳川吉宗が、享保の改革という財政再建と金融の構造改革に取り組んでいた頃である。大岡忠相南町奉行をして、財政における儉約令や貨幣改鑄による貨幣不足の解消、物価安定、町火消しと小石川養生所の創設などに当たらせていた。

- 4) 渡辺邦博「ジェイムズ・ステュアートの生涯と著作—〈ブリテンにおける経済学の父〉—」p.73。
- 5) 竹本洋氏は次のように、ステュアート経済学の悲運について語る。「『経済の原理』は不幸な古典である。〈経済学〉science of politica oeconomy の名のもとに新しい学問領域を自覚的に築き上げようとする著書の18年にわたる営為は、経済の広大な諸対象を、独自の視覚と鋭い—しかしバランスのとれた—理論分析を積み重ねることによって、経済の体系的な理論と政策との書となって結実した。経済学はここに呱呱の声をあげたと言っても過言ではない。しかしごくわずかの例外を除けば、今日までこの書の総体が等身大で評価されることはなかった。…(中略:紀国)…ステュアートは同時代の『国富論』の著者その人にも、古典派にも、マルクス経済学

派にも、新古典派にも、ケインズにも、そしてケインズ以降の経済学者にも、総じて黙殺されるか、ないしは顧みられる場合でも部分的な評価しか受けてこなかったのである。」竹本洋「訳者解説」、ステュアート：竹本洋也訳『第3・第4・第5編』pp.845～847。

- 6) ステュアート研究で国際的に著名な小林昇氏は次のように述べる。「周知のようにスミスの書簡から、また『原理』自体を読むことから、スミスが『国富論』を書くにあたって『原理』を精読したこと、その克服の意図を持ったこと、それにもかかわらずそれとの全面的な一体系を賭しての一对決を行なうのを避けようとしたことは、明白な事実である。そうしてスミスのこの回避の態度は、彼が『国富論』でステュアートの名にも『原理』の書名にもまったく触れないという戦略に帰結したのであった。」小林昇「ジェイムズ・ステュアートの見たジョン・ローのシステム」p.35。

- 7) 小林昇氏は、マルクスの経済学研究の手稿のなかで、ステュアートがスミスやリカードとならんで言及が多いことを指摘している。ステュアートはスミスやリカードと同じく古典派経済学として評価されていたのである。小林昇「マルクスまでのステュアート—文献史的スケッチ—」。

マルクスは、次のようにスミスを批判する。「ステュアートは、レッシングの時代にスピノザがモーゼス・メンデルスゾーンにとって〈死んだ犬〉だと思われた以上に、〈死んだ犬〉とされたままであった。最新の〈通貨〉(currency) 史家マクラレンでさえ、アダム・スミスをステュアートの理論の発明者にしてしまい、リカードをヒュームの理論の発明者にしてしまった。ところが、リカードはヒュームの理論を精密にしたのに、アダム・スミスはステュアートの研究の諸結果を死んだ事実として記録するにとどまっている。」カール・マルクス『経済学批判』p.143。

- 8) 田中敏弘氏は、次の一連の業績において、ヒュームを研究しつつステュアートとの比較もしている。それによれば、ステュアートはヒュームから、社会的分業が近代社会を發展させるとの原理を継承しているが、重要な違いは、ヒュームがその社会は自然的・自動的に形成されていくと考えるのに対して、ステュアートはそれを批判し、貨幣が導入されなければならないと説くこと、およびヒュームの貨幣数量説を批判していること、などである。田中敏弘「エコノミストとしてのディヴィッド・ヒューム」、同著「ディヴィッド・ヒュームの公債論」、同著「ヒュームとジェイムズ・ステュアートの『経済学原理』」。

ただしヒュームは、商業發展を楽観的にだけでなく、公債累積をもたらすと悲観的にもみていたとして、その社会認識における二面性(両義性)を指摘したのが森直人氏である。森直人『ヒュームにおける正義と統治：文明社会の両義性』。またヒュームは公債破棄によって法の支配＝自由を確立しようとしたと北村裕明氏はいう。北村裕明「D. ヒュームと国家破産」。

- 9) 竹本洋也訳『第1・第2編』p.156, I p.223。

- 10) ステュアート研究の国際的な第一人者である小林昇氏は、1950年以降一貫して、ステュアートを「最後の重商主義者」あるいは「重商主義の総合者」として位置づけ、その視点から膨大な研究論文を発表してきた。しかし1985年の論文では、それを反省して自己修正し、「重商主義」ではなく「原始蓄積あるいは原始蓄積期という言葉に置き換えた方がよい」という。ただし1994年の論文では、ステュアートを「紙券重商主義 (paper-money mercantilism)」とみなすことは変えていない。小林昇「サー・ジェイムズ・ステュアートと重商主義」p.69。
- 11) カール・マルクス『資本論』第1巻第2分冊, pp.980~992。
- 12) ステュアート経済学の基礎にある考え方を、「貨幣流通の原理」と「調整均衡の原理」という二つの原理でとらえると、その基本軸をしっかり理解することができる。この方法を最初に提起したのは、木村元一氏である。ただし木村元一氏は、「流通の原理」と「均衡の原理」という用語を使ったが、よりふさわしい意味の用語に紀国が改訂した。木村元一「ジェームス・ステュアートとその財政論 (その1)」pp.202~207。また、竹本洋氏による『第1・第2編』所収の訳者解説は、『第3・第4・第5編』所収の同氏による訳者解説とともに、ステュアート経済学についての訳者ならではの優れた解説書である。竹本洋「訳者解説」, ステュアート:竹本洋他訳『第1・第2編』, pp.599~657。竹本洋「訳者解説」, ステュアート:竹本洋他訳『第3・第4・第5編』pp.845~871。さらに加藤一夫「解説」, ステュアート (加藤一夫訳)『経済学原理』第2編 (下) pp.329~362も参考にした。
- 13) 日本において最初に、貨幣流通の原理をよくわきまえ、それを経済政策の基本にすえたのは、戦国時代の風雲児、織田信長である。商業流通の盛んな尾張で生まれ育った信長の旗印は、銭のマークである。戦国時代の道路は防衛上狭くて曲がりくねっているが、物流を促進するため彼は、広い直線道路を建設し、山城をやめ物流の要所に平城を建設した。琵琶湖南岸に建設した安土城は、日本海側と太平洋側との交易の拠点であった。琵琶湖から淀川という天然の水運を経由すれば、短時間で瀬戸内海に出ることが可能であり、日本を横断して日本海側の物産と太平洋側の物産の交易が可能だったのである。また城下には参入の自由な楽市・楽座を創設し、商工業者を集中させた。ところが徳川家康は、農業中心の社会を構築した。しかし貨幣経済の発展につれて商工業者が経済力をつけていくことになり、武士や大名は経済的に従属し、いつも家計破産や財政破産に苦しんだ。また武士も領主も米を貨幣として用いていたので、収入の増大を目論んだ新田開発が米価を低下させ、米貨幣による収入の低下も引き起こした。磯田道史氏による『武士の家計簿:「加賀藩御算用者」の幕末維新』(新潮社, 2003年)には、江戸時代幕末に下級武士が、家計破産の危機から再生する苦勞が描かれている。
- 14) 紀国訳, Vol. I, p.32 (初版, 1767年)。竹本洋他訳は, adequate equivalent を、「適当な等価物」と訳しているが、「適当」という言葉には「いいかげんな」という意味も伴う。adequate には、「十分にそれにかなう」という意味もあるので、「適切」という言葉を当て、「適切な等価物」とした。

- 15) ステュアート：竹本洋他訳『第1・第2編』p.32, I p.45.
- 16) 竹本洋氏は、ステュアートによる国際収支管理と国際振り替え貨幣構想の意義について述べている。竹本洋「訳者解説」ステュアート：竹本洋也訳『第3・第4・第5編』pp.860～868。
- 17) 小林昇氏は、ステュアートの『経済の原理』が地主的利益を念頭において書かれたものにとらえ、次の論文において、彼を「紙券重商主義 (paper-money mercantilism)」とみなしている。小林昇「ステュアート信用論の構造」および小林昇「サー・ジェイムズ・ステュアートと重商主義」。前者の論文では、次のようにいう。「地主は〈流通〉の理論のなかでその本来の地位を回復しなくてはならないから、ここに土地担保債券銀行という、paper-money mercantilismの構想が、詳密に展開されることになる。…(中略：紀国)…この意味では『原理』の土地担保債券銀行論の分析は、この〈最初の経済学大系〉の地主的性格を—とくに『国富論』の信用理論との対比において—最も鮮明に示すこととなるであろう。」pp.9-10。後者の論文でも、紙券重商主義の根拠として、土地担保債券銀行を提唱していること、ジョン・ローに同調的態度をとっていること、自国民に対する公債では破産しないとしていること、などをあげている (p.69)。しかし土地担保債券銀行の構想は、土地という固定財産を流動化させ、貨幣を創出して消費需要を高めるための政策であって、地主利益のために考え出されたものではない。またこれだけを根拠に、ステュアートの経済学を地主利益一色に塗りつぶすのは、いささか行きすぎた深読みである。
- 18) ステュアートは、人口減少という社会的危機が発生する原因を究明することから、『経済の原理』を書き始めている。第1編は「人口と農業について」である。近代市民社会がそのような危機に見舞われるのは、交換経済が停滞しているからであり、この解決には、貨幣の導入と富者による消費需要(有効需要)の提供が不可欠という。このことを解明したのが川島信義氏の次の業績である。川島信義「ジェイムズ・ステュアートの人口理論—〈商業社会〉把握の基礎視角—」。
- 19) 竹本洋氏は、ステュアートの『原理』を干渉主義あるいは統制主義の枠組みにはめこんで負の価値を背負わさせ、スミスに代表される経済自由主義が正の価値を担うとする手法は、「イデオロギー的非難か心情的反発」になりがちとして、次のように批判する。「経済的自由主義の論者たちは、干渉主義における権力の恣意性、強権性を強く批判しはするものの、みずからの主義と権力との関係にはオポチュニズムを決め込む。というのも、経済における権力の比重を最小限にすれば効率性が最大限に確保されるとして、経済と政治的・社会的・文化的な諸権力との関係には目を覆い、分析のメスをあてようとはしないからである。」竹本洋「訳者解説」ステュアート：竹本洋也訳『第3・第4・第5編』p.847。
- 20) 小林昇氏は、ステュアートに対する重商主義者との評価を撤回するに際して、彼が差額貿易を推奨しているかどうかについて、綿密にステュアートの論述を精査された。その結果、「貿易差額の重視に対する批判、ないし批判に帰すべき理論を表

明している」との結論を引き出された。小林昇「サー・ジェイムズ・ステュアートと重商主義」p.58。

- 21) 「社会的責任基準・国際的責任基準」については、紀国が代表を務める「金融の公共性研究所」のサイト (<http://finance-public.org.jp>) の「社会的責任基準・国際的責任基準」ページで詳細に紹介した。また国際的な一大潮流になってきた社会的責任金融の最新の動きについては、「紀国の考える社会的責任金融・国際的責任金融」ページにアップした。関心のある方は参考にしていただきたい。
- 22) 小林昇氏は、川島信義氏との論争において、「マルクスの経済理論を藉りて、歴史上のジャコバイト主義 (Jacobitism) の前進性を主張する」といって、川島信義氏を批判する。小林昇氏においては、ステュアートは古い「原始蓄積期の一般理論」、スミスは新しい「産業資本の理論」であり、ステュアートの到達点はスミスの出発点であるという時系列的構図に立っているからである。ステュアートは大陸で過ごした亡命地主貴族であり、先進的なイングランドのことも、スコットランドのこともよく知らないのだ、ともいう。小林昇「原理の構成と特質(1)(2)」小林昇『J. ステュアート研究 (小林昇経済学史著作集V)』pp.33~64。

川島信義氏は、この時系列的な構図に異を唱え、マルクスが『資本論』で分析した資本主義生産における循環様式において、ステュアートは貨幣資本の循環に、スミスは生産資本の循環に、それぞれが着目したものと理解する。両者いずれもが、視点は異なるが、資本主義生産様式の特徴に注目したものである、と考えるのである。川島信義「ジェイムズ・ステュアートの信用論の展開とスコットランドの金融危機」。

わたしはこの論争において川島信義氏に組みしたい。ステュアートの貨幣・信用論を、重商主義・原始蓄積期のものとみなす根拠に乏しいからである。

- 23) カール・マルクス『経済学批判』pp.141~142。
- 24) 当時はヒュームとモンテスキューの貨幣数量説が支配的な考えであった。それをステュアートが初めて批判した。その状況を詳しく分析したのが、次の業績である。大森郁夫「D. ヒューム以前の機械的数量説—初期貨幣数量説の形成と批判(1)」, 同著「機械的貨幣数量説をめぐるヒュームとステュアート—初期貨幣数量説の形成と批判(2)」, 川島信義「J. ステュアートにおける流通必要量の問題—ヒューム数量説批判をめぐる—」, 大山均「J. ステュアートの貨幣数量説批判」。
- 25) ステュアート：竹本洋他訳『第1・第2編』pp.357~375, II pp.78~104。
- 26) ステュアート：竹本洋他訳『第1・第2編』p.363, II pp.86~87。
- 27) 小林昇「ジェイムズ・ステュアートの見たジョン・ローのシステム」p.71。

すぐれたステュアート研究者である小林昇氏にしては、ステュアートの公信用論のこのようなまとめ方は、少々乱暴な断定である。

また竹本洋氏も、ステュアートの公債管理政策にふれて、次のようにいう。「内債の場合には、自国民からなされた国家の債務は同じ国民の税によって支払われるから、それに伴う国民の内部での富の移動や、世代間での債務の転嫁や荷重の違い

といった問題をはらむとはいえ、公債の累積そのものによって国家破産を招くということは理論的にはありえないこととされる。」竹本洋『経済学体系の創成—ジェイムズ・ステュアート研究』pp.307~308。

- 28) 北村裕明氏は、次のように、フィッシャーとマネスの見解を紹介している。「フィッシャーの特徴づけは、ステュアート国家破産論の一面を確かに適確にいいあらわしているといえよう。また他の論者にあっても、ステュアートが国家破産を有用なものであるとはみなさなかつたこと、および、理論上の問題としては、対外的な破産はみとめつつも、国内に対する破産は生じえぬと主張したことは、共通して指摘されてきたところであった。」北村裕明「J.ステュアートと国家破産」p.28。
- 29) 紀国訳, C. A. Fischer, *Vom Staatbankrott* (邦題『国家破産について』), p.20。
またマネスも同趣旨のことを次のように述べる。「さらに続けてステュアートは次のようにいう—わたしは国家が自分自身に対して破産するという考え方を矛盾しているとみる。しかし国家が世界の他の国に対して破産することは、理性と健全な知性と両立し得る。」紀国訳, A. Manes, *Staatbankrotte – wirtschaftliche und rechtliche Betrachtungen* (邦題『国家破産—経済学と法学からの考察』) p.116。
- 30) 紀国訳, S. R. Sen, *The Economics of Sir James Steuart*, pp.122~123。
これは、インドのステュアート研究者であるセンが、ステュアートの主張の言いかえだとして、A.P. ラーナー教授の機能的財政学にかんする著書を引用紹介したものである。この著書については、小林昇氏が次の論文で詳細に紹介している。小林昇「Samar Ranjan Sen, *The Economics of Sir James Steuart*」。また木村元一氏はそれを批判的に検討している。「ステュアート『財政論』再論:セン氏の『ステュアート経済学』に寄せて」。
- 31) ステュアート:竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.529, IV135。原本(初版, 1767年)では、「ある国」の語句にイタリックでの強調 (*nation*) がなされている。訳文に傍点はないが、原本に従って「ある国」に傍点を付した。
- 32) ステュアート:竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.535, IV144。
小林昇氏は、このステュアートの論述を根拠に、彼のいう国家破産は対外債務に関してであり、自国民に対しての破産は想定していないとして、次のようにいう。「ステュアートにとっては、国家の破産とはつねに対外債務にかかわることであって、〈一国がみずからに対して破産するにいたるという観念を、わたしくしはつねに矛盾であるとみなしてきた〉(IV, 144) というのが、その理論の特徴であるが、この点の彼の論証はわたしくしには十分な理解ができない。」小林昇「サー・ジェイムズ・ステュアートと重商主義」p.72。小林昇氏は、ステュアートの論証は理解できないというが、そもそもステュアートはそのような論証をしていないのである。
- 33) ステュアート:竹本洋他訳『第3・第4・第5編』pp.536~537, IV145~147。
- 34) ステュアート:竹本洋他訳『第3・第4・第5編』pp.688~689, IV375。
このステュアートの要約文は、彼の真意を知るうえでのポイントになるので、その前半について原本(初版, 1767年)を紹介しておきたい。'While the debts of a

nation are due to its subjects, and while there remains any balance due in favour of the nation, no increase of debts can *necessarily* bring on a bankruptcy. It is a contradiction to suppose that a nation can become bankrupt to itself.' p.634.

- 35) 1707年のイングランドとスコットランドの合邦以降、スコットランドの経済は飛躍的に拡大した。輸出入ともに増大し、賃金の低さや金利の高さからイングランドから資本が流入して開発も進んだ。ところが7年戦争の終結見通しが高まるにつれ、この資本はロンドンでの公債値上がりを期待した投機のため、大規模に引き揚げられるようになり、富裕層の増加にともなう高級輸入品の急増もあって、スコットランドはイングランドに対して支払超過におちいった。この最終決済のために金銀正貨がロンドンに流出したのである。スコットランドの6大銀行は、金銀との交換を6ヶ月延ばせるという選択条項 (optinal clause) を兌換銀行券に表記し、金銀との交換を延期する防衛措置をとった。さらに当座貸越額を4分の1削減し、手形割引を停止するなどの金融引き締め策を実施した。これに対して商工業者は猛反発し、選択条項の撤廃を求めて陳情するなどの運動を起こした。ここにスコットランドの貨幣・銀行制度のあり方をめぐって、国をあげての大論争がわきおこった。帰国後まもないステュアートは陳情書へのコメントを頼まれ、当時グラスゴー大学教授だったスミスは陳情書のパンフレットの改訂にかかわった。この経過については次の文献に詳しい。H.Hamilton, *Scotland's Balance of Payments Problem in 1762*, 川島信義「ジェイムズ・ステュアートの信用論の展開とスコットランドの金融危機」、竹本洋「1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書とJ.ステュアート」、同著「スコットランドの為替危機をめぐる A. スミスと J. ステュアート」。
- 36) 川島信義氏は、次のようにいって、ステュアートの信用論は祖国スコットランドの改善や発展に資することを意図したスコティッシュ・ナショナリズムの産物であると述べる。「ステュアートの信用論の展開において、まず注目されるのは、…(中略：紀国)…かの七年戦争(1756～63年)の末期から戦後にかけて、スコットランドが直面した大幅な国際収支の赤字、大量の金流出という危機的状況を念頭におきつつ、それにこたえる形で展開されているという点である。」川島信義「ジェイムズ・ステュアートにおける〈商業社会〉と信用」 p.115。
- 37) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.257, III 198。
- 38) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』pp.221, III 141。
- 39) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』pp.231, III 157。
- 40) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』pp.219, III 139。
- 41) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.437, IV 1。
- 42) ソフトウェアユニバーサルデザインおよび金融ユニバーサルデザインについての詳細は、紀国正典『金融の公共性と金融ユニバーサルデザイン』ナカニシヤ出版、2012年、pp.293～351。
- 43) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.437, IV 1。
- 44) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』pp.437～438, IV 2。

- 45) 国際財政論は国民財政の相互作用関係を取り扱うものである、との視点から考察した先駆的業績に、池上惇・佐藤満男・横尾邦夫「国際財政の史的展開」、池上惇「財政危機の国際的展開とケインズ主義」、坂井昭夫『国際財政論』がある。
- 46) 島恭彦氏は、「フィナンス (Finance)」という言葉の由来にふれ、財政は金融と関係づけて考察しなければならないとして、次のように述べる。「〈財政〉という日本語よりも、フィナンスという言葉の方が、〈財政〉と資本の存在形態 (高利貸資本、金融資本など) との関係や金融、信用に関連したその機能をより明らかにする言葉である。」島恭彦「フィナンスについて」財政学研究会 (島恭彦代表) 『財政学研究』創刊号, p.1。その方法論を、若き日に、大内兵衛氏の論文「Finanz (finance)」ということば—財政と貨幣との関係に関する一論」1929年 (大内兵衛著作集第2巻, 岩波書店, 1974年) から学ばれたという。この方法論は、戦前・戦中の『近世租税思想史』、『財政政策論』, 戦後の『大蔵大臣』などの著書に展開されている、と語る。氏の財政学の編成では、公債論ではなく公信用論という用語を使い、それを経費論と租税論の間に配置した。さらに『インフレーション』という著書を残されたのも、このような課題意識から発したことであった。

大内兵衛氏は、日本における財政学の研究史において、財政を金融と関係づけて考察する方法を一貫して追究された先覚である。この方法論を「財政金融関係論」と名づけておこう。大内兵衛氏いわく、「財政とは〈貨幣のこと〉に関する政治である。」上記論文, p.535。これが大内財政学の重要な特色となっている。それらの成果は、上記論文以外に、「公債及び公貨幣 (講義ノート)」大内兵衛著作集第1巻, 岩波書店, 1974年, 「日本財政論 (公債編)」, 「公債とインフレーション (講義ノート)」同第2巻, 1974年, 「昭和財政史 (総説)」同3巻, 1975年, などに収められている。

島恭彦氏は京大経済学部の学生であったとき、大内兵衛氏の『財政学大綱』と『日本財政論 (公債編)』を読み、それに感銘を受け財政学研究者への道に進まれたという。島恭彦「大内兵衛先生を偲ぶ—大内財政学を中心として—」財政学研究会 (島恭彦代表) 『財政学研究』第4号, pp.3~6。

岩波一寛氏および池上惇氏も、「公信用」という概念を、借手としての政府だけでなく、貸手としての政府にも広げなければならないという。財政投融资などの政府による金融活動の広がり注目されたのである。岩波一寛「公信用論」、池上惇「公信用論」。

- 47) 「公共性」および「公共財」については、紀国正典『金融の公共性と金融ユニバーサルデザイン』において詳細に研究されている。公共性とは、簡単にいえば、「みんなのものを、みんなのために、みんなで分かち合い、育てあう人間の集合的行為関係と行為様式を表現しようとしたもの」p.91である。財政と金融は、共同利用・共同利益・共同制御という公共性の三つの行為次元において、共同利用という側面からみて最高度の公共財となる。
- 48) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』pp.438~439, IV4~5。
- 49) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.514, IV112~113。

健全財政主義に基づき減債政策を進めるべきとの立場から、イギリスの公債制度の歴史を名誉革命期から1930年代まで詳細に検討したハーグリーヴスは、減債基金制度の崩壊の原因について、次のように指摘する。「減債基金の侵害があまりにもあたりまえのことになっているので、完全に適切な法的防御をめぐらすことは、いまや不可能であると一般的に認められている。究極的には、どのような法的取決めであっても、議会が一たとえそれがどのように組織されていようとも—その後継者達を拘束できないという事態に直面すれば崩壊せざるをえない。したがって減債基金の存続は、議会が先人達の行なった取決めを承認するか否かの気がまねにかかっている、ということにならざるをえない。」E.L.ハーグリーヴス（一ノ瀬篤、斎藤忠雄、西野宗雄訳）『イギリス国債史』p.30。減債基金と公債制度についてはほかに次の研究がある。仙田左千夫「リチャード・プライスの減債基金論」、同著『イギリス公債制度発達史論』、舟場正富『イギリス公信用史の研究』。

- 50) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』pp.473-474, IV58。
- 51) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.529, IV135。
- 52) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.529, IV135~136。
- 53) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.538, IV148。
- 54) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』pp.538-539, IV149。
- 55) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.540, IV151。
- 56) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』pp.540-541, IV pp.152-153。
- 57) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』pp.545-551, IV pp.159-168。
- 58) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.545, IV158~159。
- 59) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.537, IV146。
- 60) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.688, IV373。
- 61) ステュアート：竹本洋他訳『第3・第4・第5編』p.521, IV124。

参考文献

- Alfred. Manes, *Staatbankrotte – wirtschaftliche und rechtliche Betrachtungen*, 3., Aufl., K. Siegismund 1922。
- Carl August Fischer, *Zur Lehre Vom Staatbankrott*, Braunsche1921。
- Carl August Fischer, *Vom Staatbankrott*, 2., Aufl., Karlsruhe 1922。
- E. L. ハーグリーヴス（一ノ瀬篤、斎藤忠雄、西野宗雄訳）『イギリス国債史』新評論、1987年（原本：E. L. Hargreaves, *The National Debt*, Edward Arnold London, 1930）。
- H. Hamilton, 'Scotland's Balance of Payments Problem in 1762', *Economic History Review*, 2nd Series, Vol. 5, No. 3, 1953。
- 池上悖・佐藤満男・横尾邦夫「国際財政の史的展開」林栄夫・高橋誠・柴田徳衛・宮本憲一編『現代財政学大系4 現代国際財政論』有斐閣、1973年。

- 池上惇「財政危機の国際的展開とケインズ主義」鳥恭彦・宮本憲一・池上惇編『財政危機の国際的展開』有斐閣, 1974年。
- 池上惇「公信用論」池上惇・加藤睦夫編『財政学概論—現代資本主義の財政分析』有斐閣, 1978年。
- 岩波一寛「インフレーションと財政」鳥恭彦・林栄夫編『財政学講座第4巻: 現代資本主義と財政』有斐閣, 1965年。
- 岩波一寛「公信用論」林栄夫・高橋誠・柴田徳衛・宮本憲一編『(鳥恭彦還暦記念) 現代財政学大系1: 現代財政学』有斐閣, 1974年。
- 舟場正富『イギリス公信用史の研究』未来社, 1971年。
- ジェイムズ・ステュアート (小林昇監訳, 訳者: 飯塚正朝・加藤一夫・竹本洋・渡辺邦博) 『J. ステュアート: 経済の原理—第1・第2編—』名古屋大学出版会, 1998年 (原本: Sir James Steuart, *An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy: Being an Essay on the Science of Domestic Policy in Free Nations. In which are particularly considered Population, Agriculture, Trade, Industry, Money, Coin, Interest, Circulation, Banks, Exchange, Public Credit, and Taxes*, 2vols., London, 1805)
- ジェイムズ・ステュアート (小林昇監訳, 訳者: 飯塚正朝・奥田聡・竹本洋・中西泰之・柳田芳伸・渡辺邦博, 渡辺恵一) 『J. ステュアート: 経済の原理—第3・第4・第5編—』名古屋大学出版会, 1993年 (原本は上記と同じ)。
- ジェイムズ・ステュアート (加藤一夫訳) 『経済学原理』第1編, 第2編(上)(下), 東京大学出版会, 1980年, 1981年, 1982年。
- ジェイムズ・ステュアート (中野正訳) 『経済学原理』(1)(2)(3), 岩波書店, 1967年。
- カール・マルクス『経済学批判』マルクス・エンゲルス全集第13巻, 大月書店, 1964年。
- カール・マルクス (岡崎次郎訳) 『資本論』大月書店, 1968年。
- 川島信義「ステュアートの信用論の特質(1), (2)」西南学院大学『商学論集』第8巻第2号, 1961年, 第9巻第3号, 1963年。
- 川島信義「ジェイムズ・ステュアートの信用理論—その〈土地銀行論〉的性格—」西南学院大学『商学論集』第12巻第4号, 1966年。
- 川島信義「J・ステュアートにおける流通必要量の問題—ヒューム数量説批判をめぐって—」西南学院大学『経済学論集』第3巻第1号, 1968年。
- 川島信義「ジェイムズ・ステュアートの人口理論—〈商業社会〉把握の基礎視角—」西南学院大学『経済学論集』第3巻第3号, 1969年。
- 川島信義『ステュアート研究』未来社, 1972年。
- 川島信義「アダム・スミスの信用論にみるナショナル・インタレスト」西南学院大学『経済学論集』第10巻第3号, 1976年。
- 川島信義「ジェイムズ・ステュアートの信用論の展開とスコットランドの金融危機」西南学院大学『経済学論集』第11巻第2号, 1976年。
- 川島信義「ジェイムズ・ステュアートにおける〈商業社会〉と信用」高木暢哉編著『経済学史の方法と問題』ミネルヴァ書房, 1978年。

- 木村元一「ジェームス・ステュアートとその財政論（その1）」『一橋論叢』第25巻、第3号、1951年。
- 木村元一「重商主義租税論の一体系—ジェームズ・ステュアートとその財政論（その2）—」『一橋論叢』第31巻第4号、1954年。
- 木村元一「ステュアート『財政論』再論：セン氏の『ステュアート経済学』に寄せて」『一橋論叢』第39巻第5号、1958年。
- 紀国正典『金融の公共性と金融ユニバーサルデザイン』ナカニシヤ出版、2012年。
- 北村裕明「国家破産理論史上におけるトマス・ペイン—Thomas Paine, *The Decline and Fall of the English System of Finance*, 1796. 分析の一視角—」『財政学研究会『財政学研究』第3号「特集：財政危機と国家破産(1)」1980年。
- 北村裕明「D. ヒュームと国家破産」京都大学経済学会『経済論叢』第128巻第1・2号、1981年。
- 北村裕明「J. ステュアートと国家破産」滋賀大学経済学会『彦根論叢』第212号、1982年。
- 北村裕明「国富論体系の成立と国家破産」滋賀大学経済学会『彦根論叢』第213号、1982年。
- 小林昇「Samar Ranjan Sen, The Economics of Sir James Steuart」『立教経済学研究』第11巻第3号、1957年。
- 小林昇「財政論におけるアダム・スミスとジェイムズ・ステュアート」『立教経済学研究』第29巻第2号、1975年。
- 小林昇『国富論体系の成立—アダム・スミスとジェイムズ・ステュアート』未来社、1976年。
- 小林昇「J. ステュアート研究（小林昇経済学史著作集V）」未来社、1977年。
- 小林昇「マルクスまでのステュアート—文献史的スケッチ—」福島大学『商学論集』第50巻第1号、1981年。
- 小林昇「ステュアート『原理』における〈インダストリ〉について」『東京経大会誌』第137号、1984年。
- 小林昇「ステュアート信用論の構造」大東文化大学『経済論集』No.41、1985年。
- 小林昇「ジェイムズ・ステュアートの見たジョン・ローのシステム」大東文化大学『経済論集』No.43、1987年。
- 小林昇「J. ステュアート新研究（小林昇経済学史著作集X）」未来社、1988年。
- 小林昇「サー・ジェイムズ・ステュアートと重商主義」大東文化大学『経済論集』第59巻第4号、1994年。
- 小林昇「経済学の成立—アダム・スミスとジェイムズ・ステュアート」大東文化大学『経済論集』第60巻第2号、1994年。
- 森直人『ヒュームにおける正義と統治：文明社会の両義性』創文社、2010年。
- 大森郁夫「D. ヒューム以前の機械的数量説—初期貨幣数量説の形成と批判(1)」『早稲田商学』第314・315合併号、1986年。
- 大森郁夫「機械的貨幣数量説をめぐるヒュームとステュアート—初期貨幣数量説の形

- 成と批判(2)』『早稲田商学』第316号, 1986年。
- 大森郁夫「経済学史上のステュアート」鈴木信雄責任編集『経済学の古典的世界1』日本経済評論社, 2005年。
- 大山均「J.ステュアートの貨幣数量説批判」『法政大学大学院紀要』第13号, 1984年。
- 坂井昭夫『国際財政論』有斐閣, 1976年。
- 仙田左千夫『イギリス公債制度発達史論』法律文化社, 1976年。
- 仙田左千夫「リチャード・プライスの減債基金論」財政学研究会(島恭彦代表)『財政学研究』第2号, 1979年。
- 島恭彦『インフレーション』青木書店, 1977年。
- 島恭彦「フィナンサーについて」財政学研究会(島恭彦代表)『財政学研究』創刊号, 1978年。
- 島恭彦「大内兵衛先生を偲ぶ—大内財政学を中心として—」財政学研究会(島恭彦代表)『財政学研究』第4号, 1980年。
- S. R. Sen, *The Economics of Sir James Steuart*, The London School of Economics and Political Science, London 1957。
- 竹本洋『経済学体系の創成—ジェイムズ・ステュアート研究』名古屋大学出版会, 1995年。
- 竹本洋「1960年代のスウェーデンの為替危機をめぐる一文書とJ.ステュアート」関西学院大学『経済学論究』第52巻第1号, 1998年。
- 竹本洋「スウェーデンの為替危機をめぐる A. スミスとJ.ステュアート」関西学院大学『経済学論究』第52巻第4号, 1999年。
- 竹本洋・大森郁夫編著『重商主義再考』日本経済評論社, 2002年。
- 田添京二「ステュアート蓄積論の基礎構造」内田義彦編『古典経済学研究(上)』未来社, 1957年。
- 田中敏弘「エコノミストとしてのデイヴィッド・ヒューム」関西学院大学『経済学論究』第18巻第1号, 1964年。
- 田中敏弘「デイヴィッド・ヒュームの公債論」関西学院大学『経済学論究』第19巻第3号, 1965年。
- 田中敏弘「ヒュームとジェイムズ・ステュアートの『経済学原理』」関西学院大学『経済学論究』第25巻第1号, 1971年。
- 渡辺邦博『ジェイムズ・ステュアートとスウェーデン—もう一つの古典派経済学』ミネルヴァ書房, 2007年。

